



第 1 次 菊 川 市 総 合 計 画

後 期 基 本 計 画

～2016【平成28年度まで】





はじめに

平成17年1月17日に小笠町と菊川町が合併し、新しく『菊川市』が誕生しました。本市では、合併後の新しい総合計画として、平成18年度に「みどり次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を将来像とする第1次菊川市総合計画(平成19年度～平成28年度)を策定し、その将来像の実現に向け前期5年間の基本計画に基づき行政と市民が一体となってまちづくりを進めてまいりました。

しかし、昨今の社会経済情勢は、平成20年のリーマンショックを発端とする企業業績・雇用情勢の悪化、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、価値観・住民ニーズの多様化など、急速、急激に大きく変化しています。

また、地方分権、地域主権改革の推進など地方自治体を取り巻く状況は大きく様変わりし、これまで以上に自己責任・自己決定のもと、個性豊かで健全な地域社会を創造することが求められています。

このような社会情勢や時代の変化を踏まえ、本市の特性を活かした協働のまちづくりをさらに推進するため、前期基本計画で取り組んだ施策の成果と課題を検証し、平成24年度から5カ年を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

菊川市の持つすばらしい自然環境や多くの先人が築き上げてきた地域の伝統や文化、また、交通アクセスの利便性など、この恵まれた立地条件を活かし、今後も新たな基本計画のもと、基本構想に定めた「みどり次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」の実現に向け、市民の皆さまと協働しながら菊川市に「住んでよかった、住みたくなるまち」、そんなまちを目指し、一緒にまちづくりを進めていきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、慎重かつ熱心にご議論・ご審議いただきました総合計画策定委員の皆さま、菊川市まちづくり審議会の皆さま、多大なご尽力をいただきました関係機関の皆さまに対し心から厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも市政発展のため格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

菊川市長 太田 順一

目次

第1編 基本構想

第1章 まちづくりの大綱

第2章 菊川市のすがた

第2編 後期基本計画策定にあたって

第1章 策定の経過

第2章 策定における視点

- 第1節 人口減少・少子高齢化
- 第2節 財政の健全化
- 第3節 土地利用の基本方針
- 第4節 総合計画の推進・進捗管理

第3編 後期基本計画

第1章 後期基本計画の構成・施策の体系

第2章 前期計画期間の振り返り

第3章 基本方針別主要施策

1 共に汗をかくまち《市民・行政》

- ①市民活動の推進
- ②男女共同参画の推進
- ③効果的な行政運営の推進

2 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》

- ①健康づくりの推進
- ②地域福祉の推進
- ③子育て支援体制の充実
- ④長寿・生きがい対策の推進
- ⑤介護保険事業の推進
- ⑥障がい者福祉の充実
- ⑦地域医療体制の充実



3 豊かなところを育むまち《学校教育・社会教育》

- ①学校教育の充実
- ②次世代を担う人づくりの推進
- ③生涯学習の充実
- ④歴史・文化遺産の継承と活用
- ⑤文化活動の振興
- ⑥スポーツ活動の振興

4 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》

- ①地域コミュニティの推進
- ②外国人との共生の地域づくりの推進と交流活動の活性化
- ③若者参加の地域づくりの推進

5 輝くみどりのまち《環境》

- ①水質保全対策の促進
- ②自然環境の保全
- ③循環型社会の推進と環境衛生の充実

6 躍進する産業のまち《産業》

- ①農業振興と次世代農業の育成
- ②商業振興と既存商店街の活性化
- ③工業振興・新産業創出と企業誘致の推進
- ④観光資源の発掘とネットワークの形成
- ⑤菊川茶の振興

7 安全・便利・快適なまち《都市基盤》

- ①調和のとれた土地利用推進
- ②まちの拠点整備の推進
- ③道路ネットワークの整備促進
- ④上水道事業の推進
- ⑤公園・緑地の整備促進
- ⑥交通安全の推進
- ⑦公共交通の整備促進
- ⑧防災対策の強化促進
- ⑨消防体制の強化促進
- ⑩防犯対策の強化促進
- ⑪若者定住基盤の推進

第1章 まちづくりの大綱

菊川市は合併して誕生した新しい市であることから、合併の効果を十分に発揮しながら、市民の融和を図り、一体性の確立と均衡ある発展を目指すものであります。

少子高齢化、情報化、さらには地方分権等が本格化する中で、すべての人々が安心して暮らせる郷土づくりの必要性が高まっています。長い歴史と文化のもと発展してきた菊川市にとっては、豊かな自然環境との共生を図りながら、安全で快適な居住環境を実現することがきわめて重要です。

望ましい郷土づくりは、市民と行政が深い信頼関係をもとに力を合わせるにより実現します。地域住民が「物心両面」で豊かさや幸せを実感できるまちを創造し、新しい魅力的な「顔の見えるまちづくり」のために主体性や独自性を発揮できる自立した自治体を目指すものです。

このため、第1次総合計画の基本方針として、本計画では「まちづくりの基本理念」、「目標とする将来像」、「まちづくりの基本方針」を次のとおり定めます。

1 まちづくりの基本理念

地方分権時代への対応、財政基盤の強化、行政サービスの効率化が求められ、行政に対するニーズは今後さらに多様化していくことが予想されます。

このため、市民と一体となった協働のまちづくりを推進することが必要とされています。地域と行政は合意形成を保ちながら、市民参画の視点から市民と行政の関係を見直し、市民主体のまちづくりを形成し、地域づくり・人づくりを進めることが重要となります。これらを踏まえ、菊川市におけるまちづくりの3つの基本理念を設定しました。

とも いき 共に生きる 共生と協働

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔の見える関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

みずか ひら 自らを拓く 自立と交流

安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

みらい あゆ 未来へ歩む 継承と発展

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史の中で受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。

基本理念

共に生きる

人と自然が支えあい、地域が
自らの意志と責任で行動す
る行政との協働のまちづくり

みどり次世代

～人と緑・産業が未来を育むまち～

自らを拓く

生涯学習や幅広い分野の交
流により自らの豊かな知恵・
創造を拓くまちづくり

未来へ歩む

伝統文化や技術を評価・継承
し未来に向かって確実に進歩
するまちづくり

2 目標とする将来像

菊川市の将来像は、基本理念を踏まえ次のように設定します。

みどり 次世代

～人と緑・産業が未来を育むまち～

菊川市は、豊かな自然に恵まれています。鮮やかな緑に包まれたこの地域で、豊かな感性に恵まれた人づくりと、緑を大切にされた地域環境づくりに取り組み、温かな心をもつ市民が平和な暮らしを続け、いきいきとした笑顔と活力が生まれる都市を次の世代に継承することを目指しています。

3 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念を踏まえ、菊川市の将来像を実現するため、市で取り組むべきことの方性を示します。また、菊川市のまちづくりは、行財政改革を踏まえ「選択と集中」を基本として7つの柱に基づいて推進します。

(1) 共に汗をかくまち《市民・行政》

自らが考え自らが行動する市民主体のまちづくりを推進し、市民と行政が役割を分担し、市民参画型の協働によるまちづくりを進めます。

そして、市民自ら支え合い助け合うシステムづくりを進めるため、ボランティア活動やNPOなどの市民活動を支援するとともに、男女共同参画を推進し、市民の心が和み安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、多様化・高度化する行政需要に対応するため、地域コミュニティを再構築し、市民支援部門の設置を進めます。

行政は、顔の見える自立した自治体と、個性的で活力ある地域社会の実現を目指し、行財政改革に取り組み、効率的な行財政運営を進めるとともに、市民と行政が協働するシステムを支援するため、自治体の電子化を進めます。

(2) 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》

少子高齢社会を迎え、乳児から高齢者まで、すべての人たちが安心して健康で自立した生活をおくることができるまちづくりの実現を目指し、地域医療・福祉・保健体制の充実に努めます。そして、心身の不自由な人でも活動しやすい生活環境を整え、市民一人ひとりがいきいきと明るく暮らすことができる支援体制を強化します。

(3) 豊かなところを育むまち《学校教育・社会教育》

学校教育や社会教育を通して、地域を愛し豊かな知性や感性を持った市民の生涯学習を支援します。

また、一人ひとりの豊かな個性や創造力を伸ばすために学びあう、地域ぐるみの郷育活動や人権活動を進めていきます。

さらに、文化・スポーツ施設などを有効活用し、地域住民活動の支援と活動組織の育成も進めていきます。

(4) 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》

市民が主体となり、伝統的な地域のよさや人の温かさを体感できる、交流のまちづくりを目指します。仲良く、楽しく、安全で、安心な住みよいまちづくりを進めるためには、地域住民主体の組織が特色のある活動を展開しながら行政と連携し、協働することが重要です。このため、地域住民が連帯感を持ち活動できるような支援をします。

(5) 輝くみどりのまち《環境》

青い空、輝くみどりを守るため、自然環境との調和やリサイクルの推進、地球規模の環境問題に配慮します。また、茶畑や水田、里山に囲まれ、花が咲き水もきれいで、みどりが映える豊かで住みやすいまちづくりを目指します。

貴重な自然や景観を保全し、自然とふれあう環境学習の場づくりと、市民と一体となった環境学習を積極的に進めていきます。さらに、資源循環型社会の構築に向けた体制づくりを支援するとともに、環境衛生の向上に努めます。

(6) 躍進する産業のまち《産業》

魅力ある次世代農業を進めるために、担い手の育成と経営基盤の拡充を図り、農畜産物の高付加価値化や安全・安心な生産・流通体制の整備を行い、消費者から信頼される産地づくりを目指します。

商業は、既存の商店街・商業施設の活性化と新たな商業集積の誘導誘致を図り、魅力ある商業地の形成を進めていきます。

工業は、既存企業や関連関係団体と連携を密にしてビジネス機会の拡大に努め、活発で安定した経済活動を行い、働く人たちに魅力を感じる仕事を提供できるよう応援していきます。また、産業集積に一層の厚みをつけ、新世紀産業の創造や他産業の誘致を図って新たな雇用力を高め、今後さらに躍進できるまちを目指します。

観光は、既存観光施設の機能強化や地域資源を活かした観光振興を図り、効果的な情報発信に努めます。

(7) 安全・便利・快適なまち《都市基盤》

調和のとれた計画的な土地利用を推進し、広域交通の利便性が高い地域の資源や施設を共有し、拠点機能を分担して、快適で安全な都市基盤や生活環境の整備・機能強化に努めます。

人と物と産業の流れが益々集中する地域を中心としたまちの「にぎわい空間」を創出し、活力のあるまちづくりを進めていきます。また、幹線道路の整備と、地域をつなぐ生活道路整備を促進します。さらに、誰もが利用しやすい公共交通機関や人に優しい歩行者空間など、ユニバーサルデザイン(※)を取り入れて効果的な整備を進めます。

富士山静岡空港、御前崎港、国道473号バイパス、また近隣には、第二東名高速道路が建設されるといった立地条件を最大限に活かすための構想づくりにも取り組みます。

緑豊かな居住環境の整備、生活基盤整備、防災体制の整備など秩序ある市街地形成を誘導するとともに、自然災害の未然防止や減災対策(※)に向けた取り組みを進めます。また、これからの菊川市を担う、若者層の定住施策も考慮し、安全で安心な生活環境を充実します。

※ユニバーサルデザイン…年齢、性別、身体、国籍などの人々が持つ様々な特性の違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

※減災対策…地震や台風などの自然の力による災害の発生を避けることは不可能なため、これらにより災害が発生した場合に、いかに被害を少なくするかという視点で対策を立てることです。

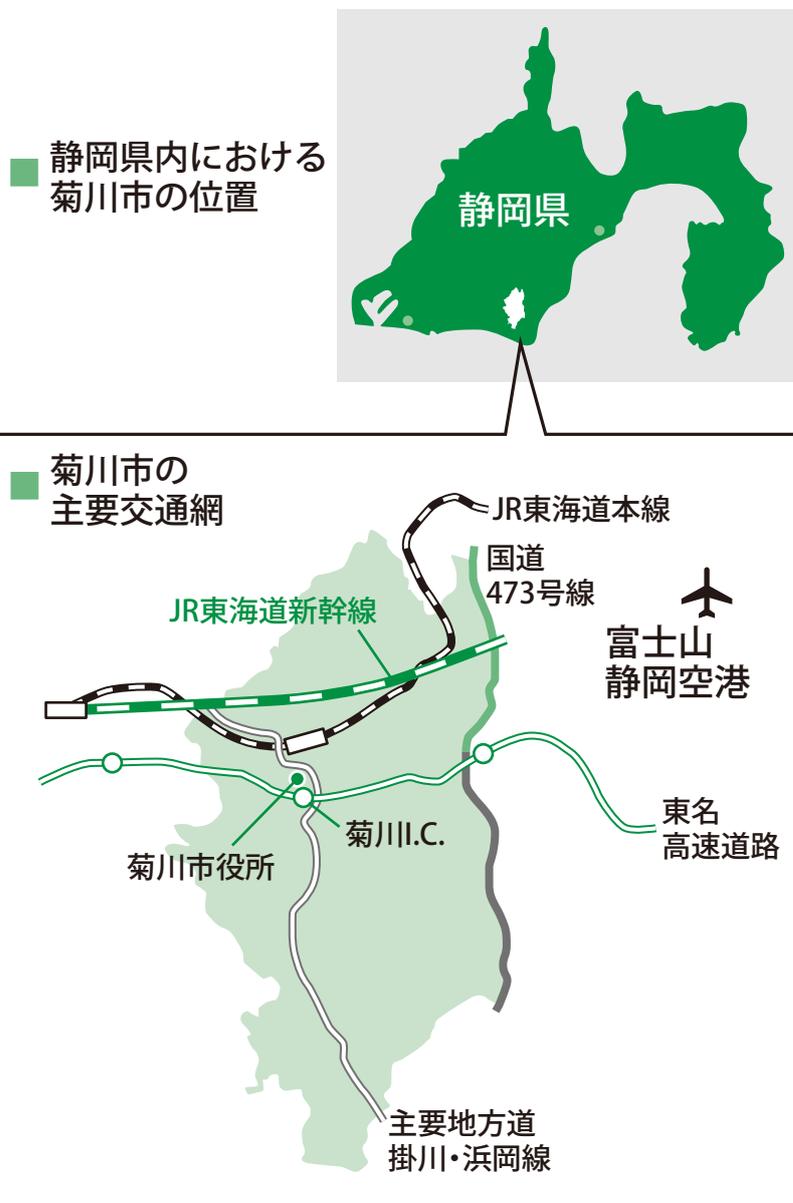
第2章 菊川市のすがた

1 菊川市の位置・面積

菊川市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯など、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存する地域です。

市域は、東西方向は約9 km、南北方向は約17 kmで、面積は94.24 km²です。地目別面積は、農用地36.36 km²、山林・原野24.61 km²、宅地10.55 km²、その他22.72 km²となります。

JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジなどが存在し、新幹線掛川駅に近接するなど交通の要衝となっています。また、「富士山静岡空港」の開港や御前崎港の整備により、交通の結節点としてさらに利便性が高まり、将来に向け大きく発展することが期待されています。

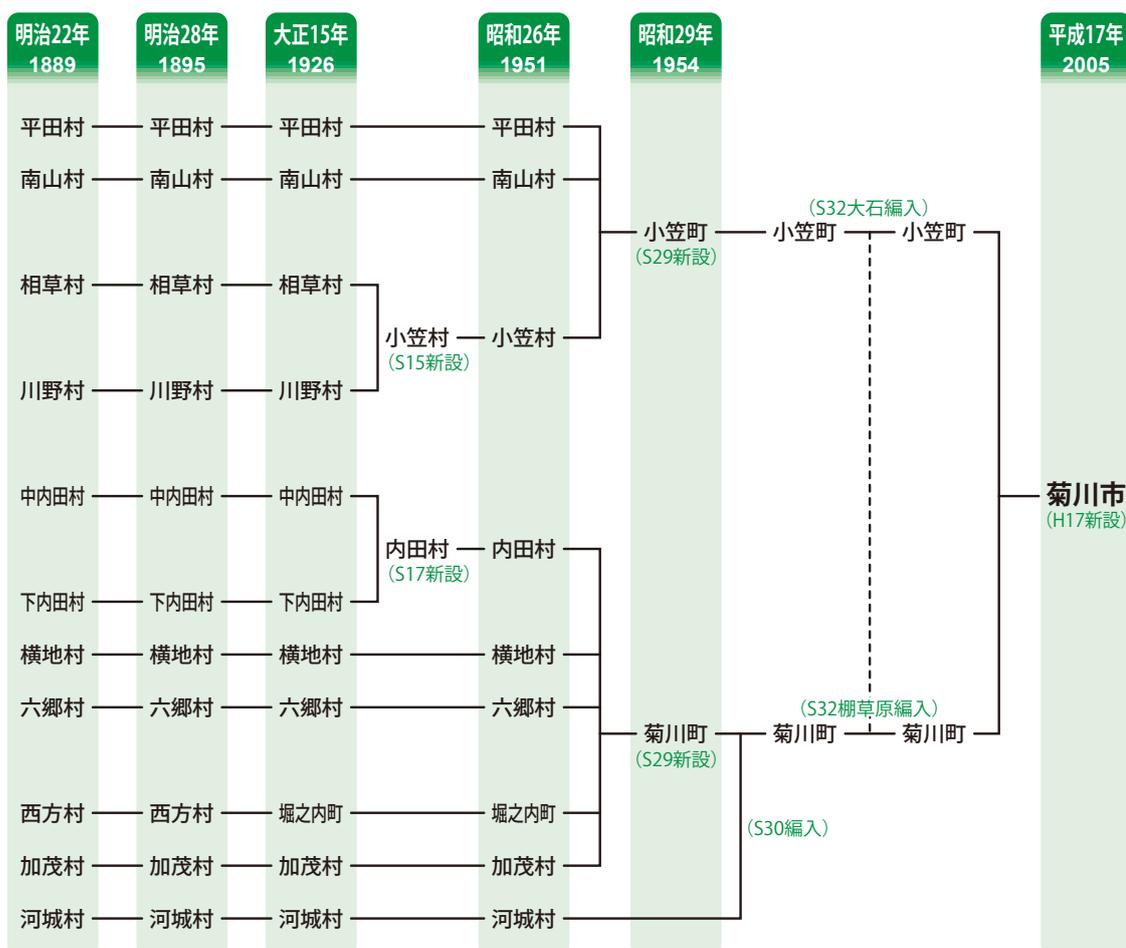


2 合併の経過

合併の経過を見ると、明治中期には、菊川市は 11の村に分かれていましたが、昭和初期の合併により 1町 8村となり、昭和29年から 32年の合併・編入を経て、小笠町・菊川町の 2町になりました。

この地域においても平成の大合併の動きが始まり、以後様々な枠組が議論される中、一級河川菊川や病院、消防、ゴミ処理などの共同運営を通じ、最も関係が深い両町が平成17年 1月17日合併し、菊川市が誕生しました。

合併の経緯



第2編

後期基本計画 策定にあたって

本計画は、我が国の将来を展望し、持続可能な社会の実現に向けた基本的な方向性を示すものである。この計画に基づき、関係機関が連携して取り組むこととなる。また、計画の実施状況は定期的に評価され、必要に応じて見直しが行われる。この計画は、我が国の発展と国民の生活の向上に貢献することを目的とする。

第1章 策定の経過

菊川市は小笠郡小笠町と菊川町が平成17年1月17日に合併して誕生しました。

菊川市では将来を見据え、みどり豊かで活力があり、次世代の子どもたちが住んで誇りに思えるようなまちづくりを進めるため、平成19年度から平成28年度を計画期間とする第1次菊川市総合計画に基づき取り組んでいます。

基本構想は平成19年度から平成28年度の10年間を計画期間とし、

「共に生きる《共生と協働》」

「自らを拓く《自立と交流》」

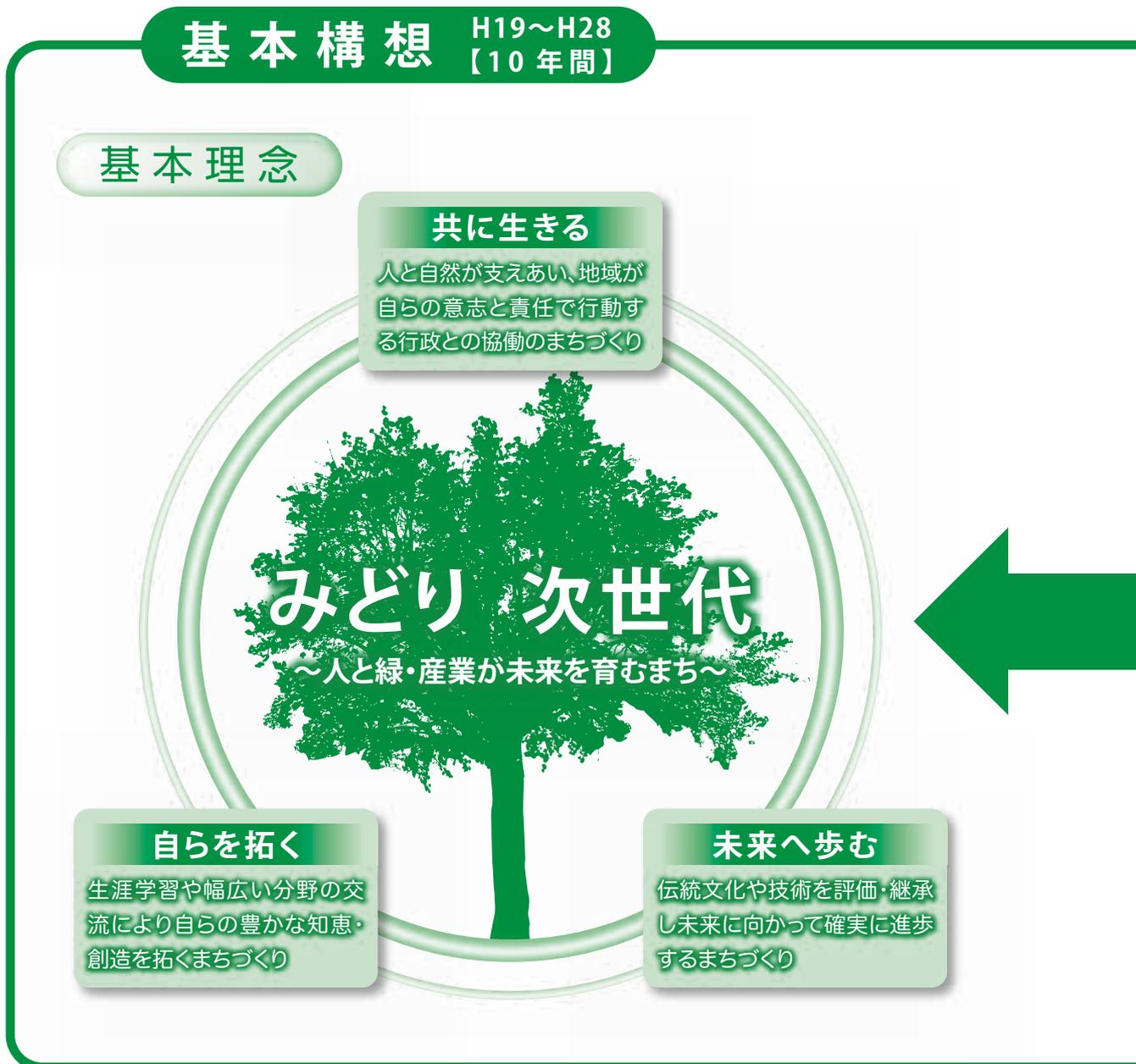
「未来へ歩む《継承と発展》」

を基本理念として掲げ、将来像として

「みどり 次世代 ～ 人と緑・産業が未来を育むまち ～」を設定しています。また、7つの基本方針により構成されます。

基本計画は基本構想で設定した7つの基本方針に基づき、主要施策を展開しています。

このたび、前期基本計画の終了に伴い、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため平成24年度から平成28年度までの後期基本計画を策定しました。



基本計画

- 前期●H19～H23【5年間】
- 後期●H24～H28【5年間】

今回策定部分

基本方針

- 1 共に汗をかくまち
《市民・行政》
- 2 安心していきいき暮らせるまち
《福祉・健康》
- 3 豊かなこころを育むまち
《学校教育・社会教育》
- 4 笑顔がうまれるまち
《コミュニティ》
- 5 輝くみどりのまち
《環境》
- 6 躍進する産業のまち
《産業》
- 7 安全・便利・快適なまち
《都市基盤》

1 共に汗をかくまち《市民・行政》

- ①市民活動の推進
- ②男女共同参画の推進
- ③効果的な行政運営の推進

2 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》

- ①健康づくりの推進
- ②地域福祉の推進
- ③子育て支援体制の充実
- ④長寿・生きがい対策の推進
- ⑤介護保険事業の推進
- ⑥障がい者福祉の充実
- ⑦地域医療体制の充実

3 豊かなこころを育むまち《学校教育・社会教育》

- ①学校教育の充実
- ②次世代を担う人づくりの推進
- ③生涯学習の充実
- ④歴史・文化遺産の継承と活用
- ⑤文化活動の振興
- ⑥スポーツ活動の振興

4 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》

- ①地域コミュニティの推進
- ②外国人との共生の地域づくりの推進と交流活動の活性化
- ③若者参加の地域づくりの推進

5 輝くみどりのまち《環境》

- ①水質保全対策の促進
- ②自然環境の保全
- ③循環型社会の推進と環境衛生の充実

6 躍進する産業のまち《産業》

- ①農業振興と次世代農業の育成
- ②商業振興と既存商店街の活性化
- ③工業振興・新産業創出と企業誘致の推進
- ④観光資源の発掘とネットワークの形成
- ⑤菊川茶の振興

7 安全・便利・快適なまち《都市基盤》

- ①調和のとれた土地利用推進
- ②まちの拠点整備の推進
- ③道路ネットワークの整備促進
- ④上水道事業の推進
- ⑤公園・緑地の整備促進
- ⑥交通安全の推進
- ⑦公共交通の整備促進
- ⑧防災対策の強化促進
- ⑨消防体制の強化促進
- ⑩防犯対策の強化促進
- ⑪若者定住基盤の推進

第2章 策定における視点

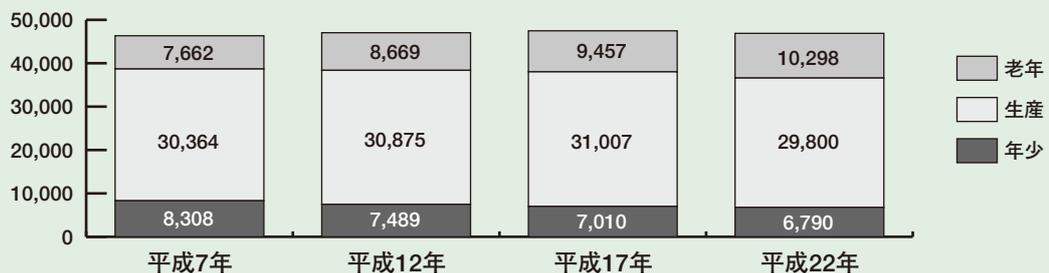
第1節 人口減少・少子高齢化

日本の総人口は、長寿化と高い経済成長に支えられ増加を続けてまいりましたが、平成17年に減少局面に入り、年少人口と生産年齢人口の減少はすでに始まっています。今後、自然減少が続くことは避けられず、日本は人口減少社会に突入し、少子高齢化がさらに進むものと予想されます。

菊川市においても、その例外ではなく中長期的な推計において、人口減少は避けられないと見込んでおりましたが、平成20年秋のリーマンショックによる雇用環境の悪化もあり、推計よりも早く平成22年国勢調査に減少傾向が見られました。また、年代別人口推移も、平成12年から老年人口が年少人口を上回り、人口に占める高齢者世代の割合も年々増加が進んでいます。今後も、人口減少・少子高齢化はさらに進むと予想されます。

人口減少・少子高齢化問題は、年金や医療費負担などの社会保障、企業などの経済活動、国、地方の行政運営のあり方など、幅広く国全体に影響を及ぼすだけでなく、学区の維持や地域活動の存続など、市民一人ひとりの身近なところまで、その影響は迫り始めています。後期基本計画の策定にあっては、今後も全国的に続く人口減少・少子高齢化の流れを意識するとともに、まちの活力や地域、住民活動などを次の世代に引き継ぐため、人口の確保を視点に、「住みたくなるまち」として、市民にとって住み続けたいと思えるまち、市外の人に住んでみたいと思われるまちを目指していきます。また、「住みたくなるまち」の実現のため、すでに完了している基盤整備事業などのハード事業を活かす、ソフト事業を中心とした事業の展開に努めます。

● 菊川市の人口



● 日本の人口



菊川市の人口・世帯数の推移(国勢調査結果)

(単位:人)

区 分	平成7年※	平成12年※	平成17年 (a)	平成22年 (b)	b - a	平成27年 推計値
人 口	46,334	47,036	47,502	47,041	△461	46,300
老年 65～	7,662 (16.5%)	8,669 (18.4%)	9,457 (19.9%)	10,298 (21.9%)	841	—
生産 15～64	30,364 (65.5%)	30,875 (65.6%)	31,007 (65.3%)	29,800 (63.4%)	△1,207	—
年少 0～14	8,308 (17.9%)	7,489 (15.9%)	7,010 (14.8%)	6,790 (14.4%)	△220	—
世帯数	12,801	13,727	14,698	15,485	787	16,100

※ 平成7,12年の数値は旧小笠町と菊川町の合計値

日本の人口・世帯数の推移

(単位:人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年(a)	平成22年(b)	b - a
人 口	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	289,358
老年 65～	18,260,822 (14.5%)	22,005,152 (17.3%)	25,672,005 (20.1%)	29,245,685 (22.8%)	3,573,680
生産 15～64	87,164,721 (69.4%)	86,219,631 (67.9%)	84,092,414 (65.8%)	81,031,800 (63.3%)	△3,060,614
年少 0～14	20,013,730 (15.9%)	18,472,499 (14.6%)	17,521,234 (13.7%)	16,803,444 (13.1%)	△717,790
世帯数	43,899,923	46,782,383	49,566,305	51,950,504	2,385,199

※人口には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しません。

第2節 財政の健全化

2000年（平成12年）4月に施行された地方分権一括法を契機に地方行政のあり方が大きく変わってきています。国から県、県から市町村への権限委譲が進み、地方独自の行政運営が可能になってきた一方で、これに対応していくための行財政基盤の強化が重要な課題となっています。

このような時代背景の下、平成17年1月に菊川市は誕生し、合併効果によって生み出される財源と合併団体への財政優遇措置を活用しながら、新たなまちづくりを進めてきました。そうした中、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったことから財政健全化法が施行され、地方自治体における財政の健全度を示す指標として、実質公債費比率（※）と将来負担比率（※）という新たな指標が定められました。

これらの指標により示される菊川市の財政状況は厳しいものであり、市が今後とも持続的な発展を遂げていくためには、中長期的な視点で財政状況の改善に取り組んでいくことが必要である、ということが明らかとなりました。

市では、これを受けて平成19年2月に公債費負担適正化計画を策定し、毎年見直しを重ねながら、公債費（借入金の返済金）やこれに準ずる将来的な負担額の計画的縮減に取り組んでいます。

今後、更なる財政健全化を図っていくためには、「選択と集中」により事業にメリハリをつけて取り組むとともに、行財政改革による自治体経営の効率化を図っていくことが必要となっています。

<財政力指数(※):単年度>

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
0.792	0.823	0.839	0.813	0.759	0.720	0.723

※財政力指数

地方公共団体の財政力を示す数値。一般財源（使い道の決まっていないお金）の必要額に対し、市税などの収入額がどの程度確保されているかを表す指数で、値が大きいほど財政に余裕があることを示します。

<公債費負担適正化計画・実質公債費比率の推移>

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
0.792	20.2	20.1	19.5	19.9	19.3	17.8	17.5	17.5	17.4	15.7

注1 実質公債費比率は単年度の数値：単位%

注2 H22までは実績値、H23以降は見込値

※実質公債費比率

用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源（市税や地方交付税など）のうち、公債費（借入金への返済金）や借入金に対する補助金などの実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合です。通常、前3年度の平均値を使用します。

普通会計(※)の財政状況

年度	歳入 (百万円)	歳出 (百万円)	標準財政規模(※) (百万円)	財政力 指数 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均) (%)	将来負担 比率 (%)	債務負担行為 残高(※) (百万円)	積立金現在 高(※) (百万円)
17	17,540	16,403	10,602	0.792			5,967	2,825
18	18,619	17,706	10,626	0.823			5,049	2,517
19	17,331	16,612	10,717	0.839	19.6	146.8	5,576	2,716
20	17,910	17,338	11,142	0.813	19.9	148.4	5,434	2,620
21	19,427	18,758	11,241	0.759	19.3	137.9	4,892	2,087
22	18,426	17,737	11,542	0.720	17.8	113.6	4,305	2,492

※普通会計

一般会計と特別会計の一部をあわせて、他の自治体と容易に比較できるように考えられたものを普通会計といいます。菊川市の場合は、一般会計と保養センター「小菊荘」特別会計(平成22年度で廃止)及び土地取得特別会計の3会計を合算したものとなります。

※標準財政規模

地方税や地方交付税など地方自治体が自由に使えるお金の大きさを表します。

※将来負担比率

市が将来負担すべき実質的な負債(借入金の返済金や退職金などの支払いが決まっているお金)の標準財政規模に対する比率を表した数値です。

※債務負担行為残高

将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の支払いを約束した金額の残高です。

※積立金現在高

市の貯金に相当するもので、年度間の資金融通を行うために積み立ててある「財政調整基金」や、借入金を返済するために積み立ててある「減債基金」などの残高です。

第3節 土地利用の基本方針

土地は市民の限られた資源であり、市民生活・生産活動の共通基盤です。自然、社会、経済、文化等の諸条件に配慮しながら豊かで住み良い生活環境を確保し、市全体の均衡の取れた発展を図っていきます。

(1) 菊川市の真の融合を図る土地利用の推進

第1次菊川市総合計画基本構想に示した、「市域全体の一体性と均衡ある発展」の更なる推進を目指し、本市の将来を担う次世代の子供たちに安全で快適な生活環境を引き継ぐため、長期的視点に立ち、開発と保全のバランスを保ちつつ将来を見据えた土地利用を推進します。

(2) 広域的視点に立った土地利用の推進

富士山静岡空港開港、新東名高速道路等の新たな交通インフラ整備が進められており、今後は周辺市との更なる連携・交流が重要になると考えられるため、広域の幹線道路の整備を進め、周辺市との連携の強化を図ります。また、市内においても、市街地を中心とした市の拠点と、周辺地域コミュニティとを結ぶ交通ネットワークを形成し、市民が身近で手軽に行政サービスを受けられる環境形成に努めます。

(3) 自然的環境や景観に配慮した土地利用の推進

市域に広がる茶園や田園、河川や里山に広がる豊かな自然は、本市の貴重な資源として市民に親しまれています。今後予想される都市化の進展の中で、潤いとやすらぎを感じることができる自然的環境や里山の景観については、保全と共生に努めるとともに、自然と調和した良好な都市空間を創造するため、これらを生かした土地利用を推進します。

(4) 地域コミュニティ等を支える土地利用の推進

地域コミュニティは、市民の生活の場であり、地域を良くしようとする市民活動の場であるため、本市の将来像である「みどり次世代」を目指す上で重要な位置づけとなっています。また、この地域コミュニティは、概ね小学校の学区を基本とした地区割りで形成されているため、各地域の定住人口の減少は、コミュニティ運営の支障や活力の低下につながるだけでなく、小学校学区編成等にも大きな影響を与える重要な課題であります。

このことから、地域における一定規模の定住人口を確保するため、社会情勢や経済状況の変化を把握し、産業の発展や雇用の安定確保に努め、時代のニーズに合った住宅供給施策等を検討し、地域コミュニティの形成と小学校の学区の維持等に考慮した土地利用を図ります。

(5) 市民の安心・安全をまもる土地利用の推進

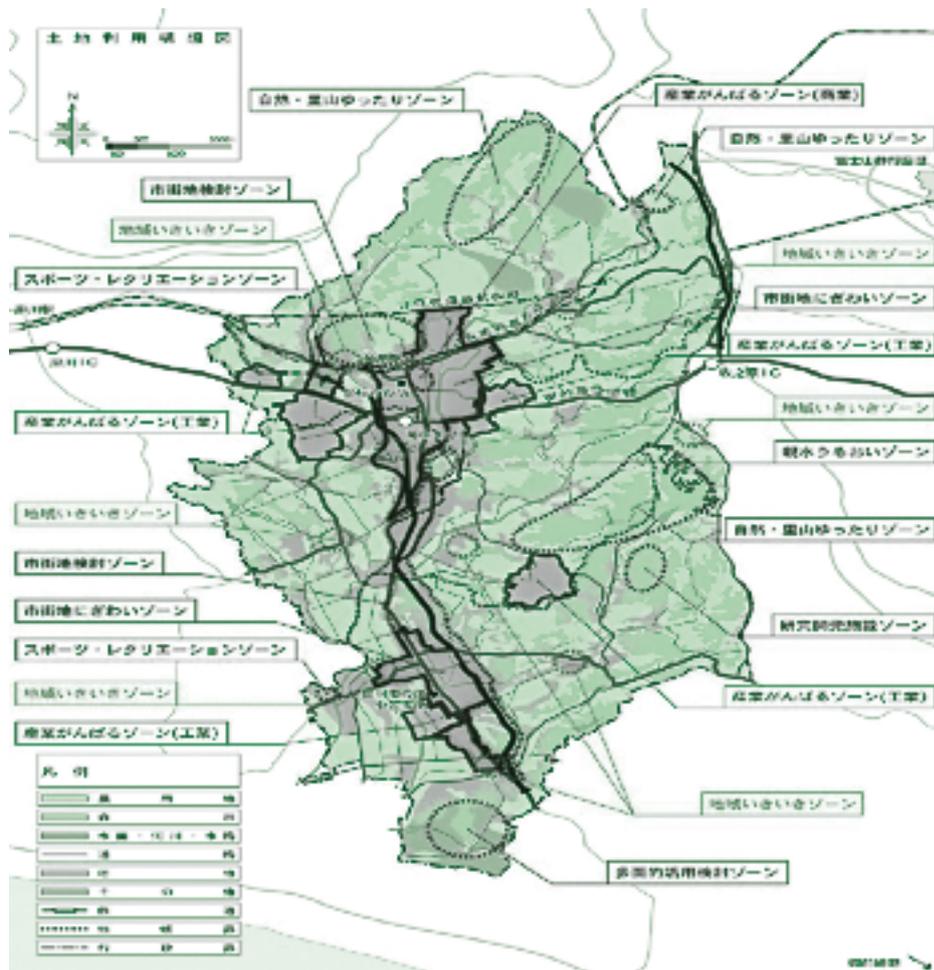
本市は、予想される東海地震の震源域内にあり、また近年は、台風や集中豪雨による災害が頻発する傾向が見られます。

このことから、地震災害や風水害、土砂災害等の自然災害に備え、生活基盤の整備や適切な土地利用の誘導を図り、災害に強く安心して暮らせる環境づくりを進めます。特に、雨水排水機能が弱く浸水の可能性のある地域、地盤が軟弱な地域、液状化の発生の可能性が高い地域、土砂災害の発生の可能性が高い地域については、対策工事等のハード対策と併せ、ハザードマップ等のソフト対策を総合的に推進し、災害防止や減災対策に努めます。

(6) 活力ある産業振興を図る土地利用の推進

本市には、市民の生活の基盤となり、豊かさと活力を生み出す多様な産業が発展しています。今後も自立した都市として成長していくために、基盤産業の活力を高めていくことが望まれています。一方で活用していく土地の利用にあたっては、良好な生活環境を維持するという視点も重要となってきます。

このことから、産業振興を図る土地利用の推進にあたっては、農・工・商の均衡ある発展と、自然環境との調和に留意し、低・未利用地の積極的な利用促進と、周辺環境にも十分配慮した土地利用を推進します。



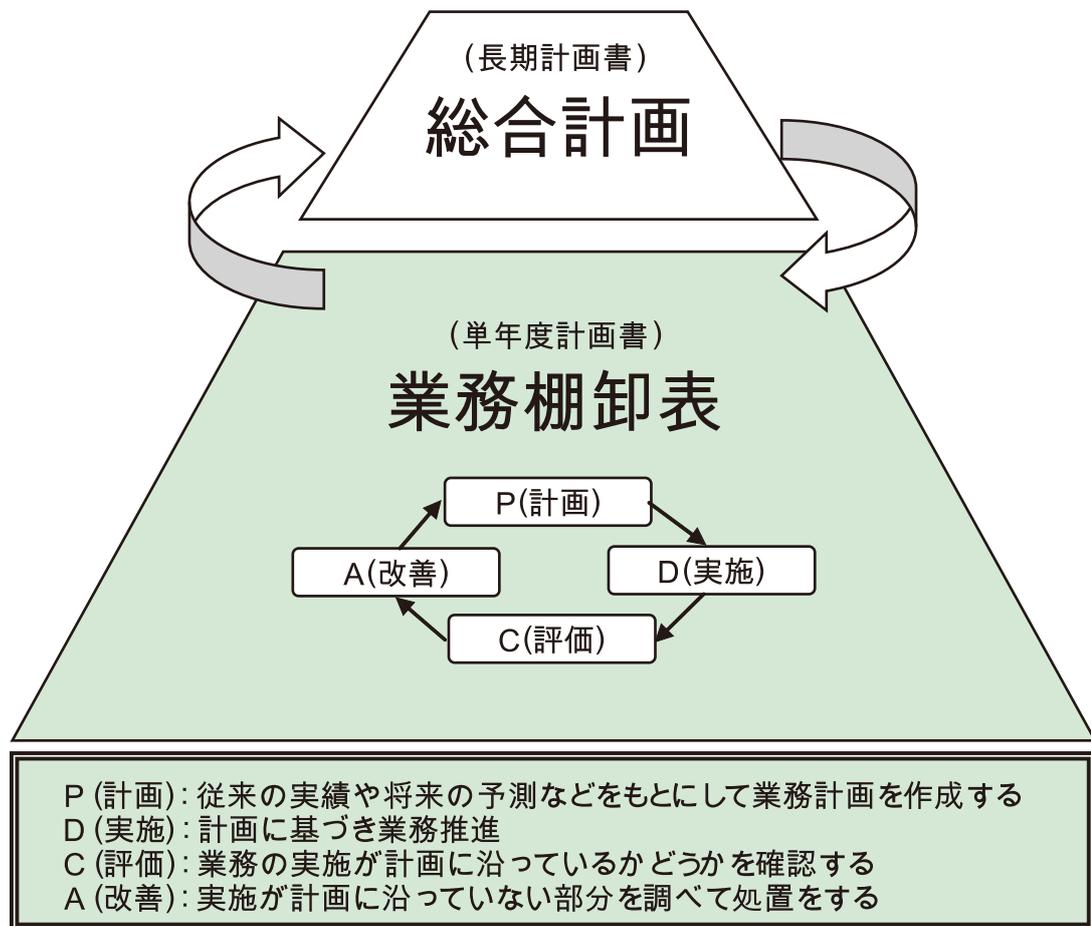
第4節 総合計画の推進・進捗管理

菊川市では平成 21 年度から「事務事業・施策評価」に変わって「業務棚卸表」による行政評価に取り組み、評価体制の充実を図ってきました。引き続きこの業務棚卸表を総合計画を進捗管理するツールとして活用していきます。

業務棚卸表は各課が総合計画の目的を達成するための業務（手段）を体系的に記述した作戦書・自己評価書です。行政活動は Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）のサイクルのうち、Plan（計画）と Do（実施）に重点が置かれており、Check（評価）と Action（改善）が必ずしも十分ではありませんでした。業務棚卸表によりこの Check（評価）と Action（改善）を補完し、実施した事業を客観的に評価して、その結果を翌年以降に活かし続けていきます。

業務棚卸表を活用した行政評価では、総合計画に掲げられた目標の成果（成果指標、主に市民アンケート結果）や達成する手段（活動指標）について管理指標を設け、できる限り数値化し、成果を把握します。その得られた成果を確認、分析することで次年度以降の改善措置を明確にし継続的に業務改善を行っていくものです。

また、総合計画を推進するにあたり、主要な施策や事業の内容などを明らかにするとともに、毎年度の予算編成、組織・機構・人事計画の指針となる実施計画を策定します。この実施計画は計画期間を3年間としますが、実効性のある計画とするため、社会環境・経済情勢・住民ニーズの変化等に弾力的に対応したローリングにより、毎年度新たな実施計画を策定し翌年度に引き継いでいくものとします。



第3編

後期基本計画

本計画は、我が国の将来を展望し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを定めるものである。特に、デジタル技術の活用による効率化と、環境負荷の軽減を図ることを重点とする。また、人材育成とイノベーションの促進を通じて、経済成長を牽引する役割を果たすこととする。

この計画は、国の政策と連携し、地方自治体や民間企業と協力して実施される。定期的な見直しを行い、状況の変化に応じて柔軟に対応する仕組みを構築する。透明性の高い情報公開と、国民からの意見を積極的に取り入れることにより、社会全体の理解と協力を得ることを目指す。



将来像である「みどり 次世代 ～人と緑・産業が未来を育むまち～」の実現に向けて、基本構想で定めた7つの基本方針に基づき、以下のとおり施策の柱を整理し、一体的な施策展開を図ります。

基本方針	施策の柱
1 共に汗をかくまち 《市民・行政》	①市民活動の推進
	②男女共同参画の推進
	③効果的な行政運営の推進
2 安心していきいき暮らせるまち 《福祉・健康》	①健康づくりの推進
	②地域福祉の推進
	③子育て支援体制の充実
	④長寿・生きがい対策の推進
	⑤介護保険事業の推進
	⑥障がい者福祉の充実
	⑦地域医療体制の充実
3 豊かなこころを育むまち 《学校教育・社会教育》	①学校教育の充実
	②次世代を担う人づくりの推進
	③生涯学習の充実
	④歴史・文化遺産の継承と活用
	⑤文化活動の振興
	⑥スポーツ活動の振興
4 笑顔がうまれるまち 《コミュニティ》	①地域コミュニティの推進
	②外国人との共生の地域づくりの推進と交流活動の活性化
	③若者参加の地域づくりの推進

基本方針	施策の柱
5 輝くみどりのまち 《環境》	①水質保全対策の促進
	②自然環境の保全
	③循環型社会の推進と環境衛生の充実
6 躍進する産業のまち 《産業》	①農業振興と次世代農業の育成
	②商業振興と既存商店街の活性化
	③工業振興・新産業創出と企業誘致の推進
	④観光資源の発掘とネットワークの形成
	⑤菊川茶の振興
7 安全・便利・快適なまち 《都市基盤》	①調和のとれた土地利用推進
	②まちの拠点整備の推進
	③道路ネットワークの整備促進
	④上水道事業の推進
	⑤公園・緑地の整備促進
	⑥交通安全の推進
	⑦公共交通の整備促進
	⑧防災対策の強化促進
	⑨消防体制の強化促進
	⑩防犯対策の強化促進
	⑪若者定住基盤の推進

基本方針1 共に汗をかくまち【市民・行政】

自立可能な自治体を構築するため、行財政改革大綱、集中改革プランを策定し、職員の削減、文化会館アエルや小菊荘において指定管理者制度(※)の導入などの民間委託に取り組みました。市民サービスの点でも日曜開庁や水曜業務延長といった窓口サービスの拡大に取り組みました。今後も民間のノウハウを積極的に組み込んでいくことで市民満足度を向上させていきます。

また、行政評価の新しい手法として業務棚卸表(※)を導入し、「計画」「実行」「評価」「改善」の流れを体系づけて行政活動を向上させる取り組みを始めました。業務棚卸表の活用により以前から行政運営に足りないといわれがち「評価」「改善」の分野に力を入れていきます。後期計画でも新しい課題として人事評価制度の推進、財政健全化判断比率(※)の適正化、市税の収納率の向上などの歳入の確保などに取り組み、向上を続ける行財政改革を進めていきます。

行財政改革による行政内部の効率化に加えて、市民と行政の協働によるまちづくりが不可欠です。菊川市では市民活動推進講座の開催等による地域活動の担い手の発掘・育成、広報紙・ホームページ等を活用した情報発信、まちづくり懇談会開催やパブリックコメント制度導入による公聴事業の充実に力を入れてきました。NPO法人やボランティア団体等のさまざまな担い手が連携をしながら地域活動をしていくことが期待されています。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
市民活動 支援の推進	地域専門員数	22人	22人	26人	31人	34人	38人	29人
市民参画型 自治体制の 構築	市の計画に市民が発言する機会が有ると感じている人の割合	3.4%	3.2%	4.3%	3.7%	4.3%	8.8%	15.0%
	公共施設の共同管理数	4箇所	8箇所	18箇所	20箇所	20箇所	21箇所	8箇所→12箇所
男女共同 参画の推進	審議会等への女性の登用率	15.0%	17.3%	16.9%	17.8%	25.3%	25.8%	25.0%
顔の見える 自立した まちづくりの 推進	行政への関心度	44.5%	40.8%	40.1%	45.1%	40.4%	41.4%	60.0%
	知りたいときに市の情報が得られていると感じる人の割合	8.5%	11.1%	9.6%	8.0%	11.4%	21.3%	20.0%

※指定管理者制度…市が所管する公の施設について、管理、運営を民間の事業者などに委託し民間のノウハウを導入することで効率化を目指す制度です。菊川市では文化会館アエルや小菊荘などが指定管理者制度により運営されています。

※業務棚卸表…市の業務について、「目的」と「手段」を体系的に整理し、「何のために」「何を」「どこまでやる」のかを可視化(見える化)したものです。この表を使って、業務の改善に役立てたり、総合計画に掲げられた目的の達成状況を評価します。

※財政健全化判断比率…法律に基づき算定される指標で、市の財政状況を客観的に表すことにより、財政の早期健全化や再生が必要かを判断するものです。この財政健全化判断比率が一定基準以上となった場合には、財政の健全化を図る計画を作成しなければなりません。

基本方針2 安心していきいき暮らせるまち【福祉・健康】

菊川市では「子育て支援、子育てしやすい環境づくり」を重視し、平成18年度に‘こどもみらい課’を創設しました。子どもに関する施策や窓口の一元化を図り、少子化対策や子育て支援に力を入れてきました。具体的には幼保施設耐震化や小中学校施設整備等の子どもたちが安全・快適に過ごすための環境整備、放課後児童クラブの設置による子育て世代の方の就労支援等を進めました。市民ニーズの変化をタイムリーに捉え、適切な支援を継続的に実施していくことが必要です。

また、健康分野として健診体制の充実や医療費助成の拡大により、がん・病気の早期発見・早期治療に取り組みました。今後は食育の視点を組み込みさらなる推進を図っていきます。福祉分野としては民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携し、見守り活動や要援護者(※)への支援体制の整備を進めました。地域のつながりをもう一度強固にし、市民相互の助け合いの中で「だれもが地域でしあわせに暮らせる社会づくり」を目指していきます。

菊川市立総合病院では回復期リハビリテーション病棟・精神科病棟等の施設改修に加え、病病連携(※)・病診連携(※)により地域医療の確保に努めてきました。

同時に病院機能の確保のため、内科に限り紹介状の持参をお願いするなど、市民にも運営協力をいただいています。

しかし、まだまだ菊川市立総合病院への負担は大きく、引き続き医療の分業・ネットワーク化を推進することが必要です。菊川市立総合病院では磐田市立総合病院、公立森町病院と連携するなか「家庭医養成プロジェクト」を立ち上げ、初期医療(※)を担う家庭医の育成に努めています。

今後も家庭医、菊川市立総合病院といった医療分野のみの連携に留まらず、福祉関係団体等ともネットワークを形成し、隙間のない医療・福祉体制の構築に努めていきます。

※要援護者…災害時等に、情報収集や安全な場所への避難が困難で、他者の支援が必要であると思われる方のことをいいます。

※病病連携…病院間で連携をとりながら診療を行うことで、より専門的で高度な治療を必要とされる方はその病気に合った適切な医療機関を紹介したり、他の病院からの転院を希望される場合など、患者の病状に応じた適切な医療が受けられるよう連携をとることです。

※病診連携…病院の医師と診療所(開業医)の医師が連携をとりながら診療を行うことで、普段は近くの診療所(開業医)で診察いただき、精密な検査や入院が必要な病気などが見つかった場合、病院への紹介が行われます。また、入院などが不要でなくなった場合、病院から診療所(開業医)へ紹介いたします。

※初期医療…診療所(開業医)など住民に身近な医療機関が行う健康相談や診療などを行います。初期医療機関は、診療などのほか患者の健康管理、疾病予防・早期発見・早期治療など包括的かつ総合的に患者の健康をケアする役割を担っており、地域医療の基本として位置づけられます。

※特定健診…メタボリックシンドロームに着目した健診内容で、該当者・予備群を早期に発見し、保健指導を行うことで生活習慣の改善に向けての動機付けを目的とした健康診査のことです。40～74歳の医療保険加入者に実施し、保健指導が必要な人の選定・階層化を行い、結果は電子的標準様式で保存します。

※子育て支援センター…子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供を行うものです。

※リフレッシュ・一時保育…保育所に入所していない乳幼児を一時的に保育所で預かり保育する事業です。仕事や通院、入院などで家庭で保育できない理由のほか、育児の負担をリフレッシュしたい場合も利用できます。

※放課後児童クラブ…保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に対し、授業の終了後に余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

※緊急通報システム…概ね65歳以上の高齢者だけの世帯または身体障害者だけの世帯等の内で、居宅で急病などの緊急事態が生じたとき、専用通報機を使用することにより、消防署等に通報できるシステムです。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
健康づくり の推進	特定健診(※)の受診率	32.3%	29.5%	28.5%	31.1%	27.0%	30.2%	35.5%
	健康づくり推進委員地区 活動参加者数	7,299人	6,505人	6,024人	(914人) 5,979人	(762人) 4,584人	(940人) 5,337人	(1,100人) 9,500人
	医療機能連携の強化 (病院との連携)	3病院	3病院	3病院	3病院	3病院	4病院	6病院
地域福祉 計画の推進	近隣に非常に親しい・親しく つきあっている人がいる割合	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%	46.7%	50.0%
	総世帯数に対する 自治会加入世帯の割合	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	82.5%	85.0%
	地区センター・地区公民館を 利用したことがある人の割合	75.8%	75.8%	75.8%	75.8%	75.8%	71.0%	80.0%
	地域活動に参加したことが ある人の割合	60.8%	60.8%	60.8%	60.8%	60.8%	62.0%	65.0%
	障がいを持った人に対する 隔たりを感じる人の割合	58.3%	58.3%	58.3%	58.3%	58.3%	58.3%	50.0%
子育て支援 体制の充実	児童館・子育て支援センター(※) の利用者数(2館の合計)	41,291人	43,231人	47,003人	52,630人	47,546人	50,646人	42,000人 → 48,000人
	リフレッシュ・一時保育(※) の実施園数	9園	10園	10園	9園	11園	11園	11園
	延長保育の実施園数	3園	3園	4園	4園	5園	5園	4園 → 5園
	放課後児童クラブ(※) の設置数	5箇所	7箇所	7箇所	9箇所	9箇所	9箇所	7箇所
長寿・ 生きがい 対策の推進	地域での高齢者生きがい サロンの開設箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	14箇所	5箇所
	シルバー人材センター会員数	542人	534人	524人	489人	458人	420人	600人
	緊急通報システム(※) 設置数	52箇所	49箇所	55箇所	63箇所	63箇所	70箇所	60箇所 → 65箇所
	地域福祉権利擁護事業、成年 後見制度を認知している割合	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	42.1%	57.2%	50.0%
	敬老会出席率	52.5%	49.7%	49.2%	47.4%	46.8%	47.3%	55.0%
高齢者介護 事業の推進	介護老人福祉施設 入所定員数	130人	210人	210人	210人	210人	210人	210人
	要介護2～5認定者の 居住系占有率	49.1%	40.3%	38.0%	32.8%	44.1%	36.7%	44.2%
	要介護4～5認定者の 入所施設占有率	55.9%	56.2%	54.6%	55.4%	51.1%	50.7%	64.9%
障害者福祉 の充実	相談専門員の配置	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	障害児放課後対策事業 利用者数	24人	25人	31人	30人	30人	35人	27人 → 35人
	グループホーム・ケアホーム の設置数	20箇所	20箇所	19箇所	19箇所	16箇所	16箇所	23箇所

基本方針3 豊かなこころを育むまち【学校教育・社会教育】

菊川市教育委員会では

- ①学校教育や社会教育を通して、地域を愛し豊かな感性を持った市民の生涯学習の支援
 - ②一人ひとりが豊かな個性や創造力を伸ばすため地域ぐるみの教育活動や人権活動(※)の推進
 - ③文化・スポーツ施設などを有効活用し地域住民活動の支援と活動組織の育成
- の三点を基本方針としてさまざまな事業を実施してきました。

児童・生徒に対しては、ソフト面(※)としてデジタルテレビを利用する等の「分かる授業」「楽しい授業」の実施に加え、外国人児童・生徒や支援が必要な児童・生徒に対してのフォローもしてきました。また、ハード面(※)としては耐震補強事業に加え、プールや屋内運動場、給食施設といった教育施設の整備などを実施しました。

後期計画においても、豊かな心を持つ市民の育成のため、家庭や地域社会、学校などの教育機関が一体となり「人づくり」「地域づくり」「環境づくり」に取り組む必要があります。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
学校教育 の充実	不登校を理由とする長期欠席児童生徒数	0.5%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.2%	0.3%
	防犯教室の実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	学校及び幼稚園施設の耐震化	83.3%	96.6%	96.6%	98.3%	98.3%	100.0%	100.0%
	給食残食率(主食:パン、副食:和え物)	10.0%	8.8%	5.6%	2.9%	4.1%	5.6%	9.0%→5.0%
次世代を 担う人づくり の推進	人づくりフェスタ(青少年健全育成 推進大会)への参加人数	300人	300人	300人	147人	348人	289人	400人
	家庭教育学級生(役員)の意識向上割合	未実施	76.0%	82.0%	59.3%	54.2%	57.1%	60.0%→80.0%
生涯学習の 充実	中央公民館利用者	35,000人	32,786人	33,203人	36,611人	32,864人	29,213人	36,800人
	図書館利用者	65,500人	64,530人	65,712人	71,067人	76,060人	82,517人	66,800人
歴史・文化遺産 の継承と活用	代官屋敷資料館入館者	2,400人	2,765人	2,355人	2,698人	1,968人	1,951人	2,600人
文化活動の 振興	展示発表事業参加団体 及び出品数	68団体 1,940点	56団体 2,824点	61団体 2,944点	59団体 2,954点	60団体 2,694点	75団体 2,798点	70団体 2,060点
	文化会館自主公演事業の入場率	48.0%	51.0%	68.0%	82.9%	103.9%	98.6%	70.0%→100.0%
	文化会館大・小ホール利用率	56.0%	52.3%	53.6%	51.2%	51.7%	51.6%	62.0%
スポーツ活動 の振興	スポーツ大会、教室の参加人数	2,420人	2,183人	2,596人	2,594人	2,747人	2,580人	2,500人 → 2,700人
	体協、スポ少加入者	3,040人	2,986人	2,944人	2,759人	2,737人	2,737人	3,100人
	総合型地域スポーツクラブ	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所

※人権活動…人権を尊重する地域づくりを進める活動のことです。

※ソフト面…子どもの学びを充実させるための教師の指導性や家庭・地域との連携による働きかけなどによる主に人的支援のことです。

※ハード面…学習環境に相応した施設や教材教具の整備など物的な面のことです。

基本方針4 笑顔がうまれるまち【コミュニティ】

高度化、複雑化する行政課題に柔軟に対応するためには市民、企業、地域づくり団体等が行政と連携をし、自主的に活動していくことが期待されます。菊川市においては市民の地域活動の拠点となるコミュニティ協議会が全ての地区に設立されコミュニティを核としたまちづくりを推進する基盤が整いました。また、「菊川市1%地域づくり活動交付金制度(※)」も創設され利用が広がっています。今後は地域活動を推進する人材の発掘と育成及び基盤が整ったコミュニティ協議会(※)の活動をどのようにステップアップさせていくかが課題となってきます。

また、外国人との共生社会の実現のため地域の情報や生活習慣の伝達を継続するとともに国際交流協会(※)との連携、外国人集住都市会議(※)の参加による情報交換に努め、多文化共生社会の実現を目指します。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
地域 コミュニティ 基盤の構築	コミュニティセンター数	10箇所	10箇所	10箇所	12箇所	13箇所	13箇所	13箇所
	地域計画策定数	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	0地区	3地区
	コミュニティ助成数	112地区	112地区	113地区	114地区	115地区	116地区	132地区
市民と地域間 交流の推進	助成券発行枚数	26人	15人	1人	0人	0人	0人	40人
	ツアー応募者数	35人	38人	29人	33人	39人	38人	50人
外国人との 共生の地域 づくりの推進	語学教室開催回数	20回	45回	47回	47回	40回	37回	40回
	相談窓口の利用者数	0人	0人	48人	49人	22人	1人	100人
若者参加の 地域づくりの 推進	若い世代が地域づくりに 参加していると感じる人 の割合	4.1%	7.0%	6.2%	4.3%	5.8%	5.1%	15.0%

※菊川市1%地域づくり活動交付金制度…菊川市の市民税1%相当額(目安)を原資とし、「市税の使い道を市民が決める」といった発想を基に、コミュニティ協議会や地域づくり団体等が、地域の親睦や交流、身近な課題解決、市民自らが考え実践する活動に対し、活動資金の一部を助成する公募型の交付金制度のことです。

※基盤が整ったコミュニティ協議会…「コミュニティを核としたまちづくり」を推進するため、平成21年度に地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンター(地区センター)が全11地区で整備され、併せて平成21年度末に地域コミュニティの核となるコミュニティ協議会が全11地区で設立しました。

※国際交流協会…世界の人々と教育・文化・産業及び経済等の交流を通じて友好の絆を強め、市民の国際意識の高揚を図り、国際性に満ちた菊川市の実現に寄与することを目的とする団体のことです。

※外国人集住都市会議…ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものです。

基本方針5 輝くみどりのまち【環境】

資源やエネルギーの大量消費、大量廃棄、地球温暖化などの問題を解決するために「環境基本条例」「環境基本計画(※)」を策定し取り組んでいます。具体的には循環型社会の構築としての新聞紙や雑誌等の拠点回収の実施、剪定枝のリサイクル(※)の推進、生ごみ処理機購入費補助制度を導入等の3R(※)の推進、地球温暖化対策として自然エネルギー利用促進事業・エコマイハウス支援事業等のCO2削減等の制度創設をしました。あわせて市民への意識啓発のため、自治会や事業所で出前行政講座を実施しました。

このほかにも水質保全対策として公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、美しい空間環境を創造するため棚田の保全と育成、里山の森林再生、花いっぱい運動の支援を行い、自然環境の保全や緑化推進活動の支援をしてきました。

後期計画においても、環境基本計画に基づき、引き続き3Rの推進によるごみの減量化・資源化や生活排水処理対策事業の検証などに取り組むとともに、市、市民、事業者が連携を図り、環境の保全と経済の発展を両立させながら環境負荷が少ない持続可能な社会の実現を目指していくことが必要です。そのために、一人ひとりの意識の向上、身近な生活レベルからの小さな改善の積み重ねが求められています。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
美しい空間 環境の創造	市民1人あたりの都市公園 などの面積	38.3㎡	38.3㎡	38.3㎡	38.4㎡	38.7㎡	38.7㎡	39.4㎡
	緑化推進団体数	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	2団体	3団体
水質保全 対策の促進	汚水処理人口(公共下水道)	4,120人	4,372人	7,792人	8,066人	8,757人	9,243人	11,510人
	汚水処理人口 (合併処理浄化槽)	10,570人	13,049人	14,754人	14,689人	14,766人	15,068人	15,610人
	上水道有収率	88.1%	89.9%	90.3%	91.3%	89.4%	89.9%	89.5%
自然環境の 保全	空気、川、まちなど、 良い環境が保たれていると 感じる人の割合(満足度)	58.0%	52.9%	54.0%	60.6%	65.5%	66.4%	65.0%
循環型社会の 推進と環境 衛生の充実	ごみの減量化	9,226ト	9,386ト	9,257ト	9,265ト	8,925ト	8,924ト	8,889ト
	資源物回収の徹底	3,146ト	3,272ト	2,818ト	2,517ト	2,316ト	2,105ト	3,384ト
	環境学習出前講座	4回/年	2回/年	2回/年	5回/年	10回/年	19回/年	8回/年

※環境基本計画…菊川市環境基本条例第8条に示される環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める基本的な計画のことです。

※剪定枝のリサイクル…公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくずを破砕機でチップ化し、堆肥など再資源化することです。

※3R…Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字のRをとったもので、ごみを減らし循環型社会を構築するものです。

基本方針6 躍進する産業のまち【産業】

農業については生産基盤としての担い手と優良農地の確保が重要です。菊川市では認定農家(※)や農業生産法人(※)の育成により担い手の確保に取り組むと同時に、優良農地の確保としては県営畑地帯総合整備事業(※)の完了をはじめ、農地の利用集積(※)や耕作放棄対策を実施しました。今後も継続的に実施し、売れる農作物、生産コスト等を重視した農業経営を強化していきます。

商工観光業については、平成20年秋のリーマンショック(※)により全国的に低迷しました。菊川市においても製造業を中心に打撃を受け、経済活動が縮小しました。また、企業誘致にも影響があり、進出内定企業の創業も足踏み状態が続いています。

菊川市では経済の活性化を目的とし「地域経済活性化懇話会」を発足させ、農・商・工・観光業が連携した地域ブランドや商店街の空き店舗対策、富士山静岡空港の活用等の研究を開始しました。今後も継続して意見交換を実施することにより、生産・加工・販売といった第6次産業の構築により強い産業を目指していくことが必要です。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
農業振興と次世代農業の育成	認定農業者数(経営体)	268	289	253	260	260	259	335
	担い手への農用地利用集積面積	1,030ha	775ha	725ha	600ha	764ha	770ha	1,123 ha
	コミュニティ助成数	112地区	112地区	113地区	114地区	115地区	116地区	132地区
既存商業集積の活性化と新商業集積の形成	地元購買率(買回品) (県消費者動向調査)	50.9% (菊川町) 9.7% (小笠町)	34.7%	34.7%	34.7%	34.7%	34.7%	60.0%
工業振興と企業誘致・新産業創出の推進	工業団地(既存・新規)内企業数	70社	74社	75社	73社	74社	73社	80社
観光資源の発掘とネットワークの形成	観光交流客数	165,922人	200,197人	162,909人	266,286人	266,229人	311,773人	173,000人 → 277,000人
菊川茶のPR	「ちゃこちゃん」オリジナル茶袋利用枚数	254,652枚	198,947枚	217,991枚	190,238枚	205,573枚	203,815枚	260,000枚
	口ケ誘致件数	2件	3件	3件	4件	3件	1件	10件

※認定農家…農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を市町が承認し、この認定を受けた農業者のことです。

※農業生産法人…農業経営を行うために農地を取得できる法人であり、一般の法人が要件を満たせば農業生産法人になることができます。

※県営畑地帯総合整備事業…畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細かく応じつつ、生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に行い、もって畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図る県施行の国庫補助事業のことです。

※利用集積…特定の農業経営(農家)が、農地を「所有」「借入」「作業委託」により利用権を設定し集積することです。

※リーマンショック…2008年(平成20年)9月にアメリカの名門証券会社で投資銀行でもあるリーマン・ブラザーズが経営破綻したことを、これが世界的な金融危機(株価暴落)の引き金となったことに照らして呼ぶ表現です。日本では、それに続く金融危機や不況なども含めて意味する表現として使われています。

基本方針7 安全・便利・快適なまち【都市基盤】

まちの拠点・道路整備分野では平成17年1月の合併以後、旧2町の一体性の確保、均等な発展を中心に基盤を整備してきました。J R 菊川駅前周辺地区の整備、東名菊川インターチェンジ周辺地区の整備、掛川浜岡線バイパス、国道473号バイパスの一部供用が開始され、幹線道路沿いの商業が集積、利便性の向上等が図られています。

防災・防犯・消防分野では予想される東海地震に加え近年多発するゲリラ豪雨等の新しい災害、複雑・多様化する犯罪等に対し市民啓発を実施しました。また、消防業務の広域化、消防庁舎の移転等の検討を実施してきました。近隣市との合同による新しい体制を確実に構築していきます。

<前期計画「みんなで目指す目標値」進捗状況>

柱	成果指標	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値 H23
調和のとれた土地利用推進	自然と市街地の調和のとれた土地利用が進められている(満足度)	6.7%	9.3%	6.0%	7.3%	8.5%	16.2%	10.0%
まちの拠点環境整備の推進	土地区画整理整備面積(完了面積)	84.4ha	84.4ha	84.4ha	125.2ha	125.2ha	125.2ha	138.8ha → 125.2ha
道路ネットワークの整備促進	市内外へスムーズに移動できる道路整備について不満を感じていない人の割合	64.7%	61.0%	62.2%	61.2%	66.1%	60.8%	67.0%
公園・緑地の整備	都市公園の整備率	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%	59.1%	59.1%	59.2%
交通安全の推進及び公共交通の整備	交通事故を減らします	367件	351件	375件	369件	395件	353件	343件
	コミュニティバス等利用者数	35.0人	40.2人	121.4人	131.7人	127.1人	142.79人	70人→140人
防災・防犯対策の強化促進	防災訓練に参加する人の割合を増やします。	21.3%	22.1%	23.0%	22.7%	23.7% ¹	24.3%	24.0%
若者定住基盤の推進	土地区画整理整備面積(完了面積)(再掲)	84.4ha	84.4ha	84.4ha	125.2ha	125.2ha	125.2ha	138.8ha → 125.2ha
	工業団地(既存・新規)内企業数(再掲)	70社	74社	75社	73社	74社	73社	80社
	児童館・子育て支援センターの利用者数(2館の合計)(再掲)	41,291人	43,231人	47,003人	52,630人	48,963人	50,646人	42,000人 → 48,000人
	若い世代が地域づくりに参加していると感じている人の割合(再掲)	4.1%	7.0%	6.2%	4.3%	5.8%	5.1%	15.0%

基本構想で定めた《まちづくりの基本方針》です。

第1節 共に汗をかきまち《市民・行政》

1-1 市民活動の推進

まちづくりの基本方針に基づき展開する、後期基本計画の《施策の柱》です。

～ 市民の力が住み良いまちづくりに活かされているまち ～

現況と課題

地域主権改革の進展や市民の価値観の多様化により市民一人一人が変化しています。市民活動の重要性が高まる中、リーダーとなる人材の不足が課題です。

サブタイトルとして「あるべきまちの姿」「目指すべきまちの姿」を定めています。

社会情勢や前期での市の取組内容、その結果や課題などを記載しています。

また、協働を進めるにあたっては、相互理解を深めることが重要であり、出前行政講座やまちづくり懇談会の実施に加え、ホームページの全面リニューアルや機能的・効果的な広報紙の発行、パブリックコメント制度（※）の導入など、情報の共有化に取り組んできました。今後も広報とあわせ、公聴にも力を入れていくとともに、まちづくりの計画段階から市民が参画できる仕組みを構築することが必要です。

方針

今後どのようなまちづくりを目指していくのか、どのような事業を行っていくのか、などの方針を記載しています。

協働の担い手である市民、市民活動団体、企業及び行政が、信頼関係で結ばれ、お互いの特性を活かし責任を分かち合う取り組みを進めるため、講座の開催や連携のあり方の検討をしていきます。

そのため、ホームページの構成、広報紙の紙面づくりなどをさらに工夫し、情報発信力を高めます。併せて、必要な情報を必要な方に提供できる仕組みづくりを進めます。また、出前行政講座やまちづくり懇談会、パブリックコメント制度の検証・改善を行うとともに、行政が計画を策定する際には市民委員の公募に努め、市政運営に市民の意見を効果的に反映させていきます。

▶ 主要な施策

《現況と課題》《方針》を受け、《みんなで目指す目標値》《アンケートによる市民満足度・重要度》を達成するために、本市が取り組む主要な施策を示しています。

① 市民活動の推進

- 市民活動推進講座などを通じ、ボランティアやNPO（※）などの市民活動団体を支援するとともに、まちづくりに係わる人材や団体を育成します。
- 新たなNPOの設立支援やボランティア活動の広がりへの行政としての関わり方を検討していきます。

② 効果的な情報提供の推進

- 市内全戸に配布される「広報きくがわ」や市内外に即時的に情報を発信できる「市ホームページ」等を有効に活用し、より“伝わる”情報の提供に努めます。
- 市民や各種団体の皆さんが必要とする情報をタイムリーに提供できるよう、全庁的な取り組みを進めます。

③ 市政運営における市民意見の反映

- 出前行政講座やまちづくり懇談会等を開催し、行政の取組みをPRすると同時に、市民の皆さんの意見を取り入れ、市政に生かしていきます。
- 市の主要な計画策定時等にあたって、パブリックコメントを実施するとともに、公募による市民委員の参画に努めます。

▶ **主要な事業**

《主要な施策》により取り組む主要な事務事業を示しています。

- ア. 市民活動推進講座の開催
- イ. 県コミュニティカレッジ受講生派遣事業
- ウ. コミュニティ活動助成事業
- エ. 広報さくがわ発行業務
- オ. 市ホームページ運營業務
- カ. まちづくり懇談会の開催
- キ. パブリックコメント制度の運用
- ク. 出前行政講座の開催

目標値として客観的な指標を示しています。
 施策や事業を進めていくことで期待できる効果のうち、特に数値で成果を示すことが可能と考えられる指標です。

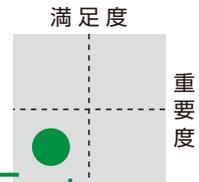
▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
1年間に地域活動に参加した人の割合	60.3% (H22)	→	66.0% (H28)	市民アンケート
認証NPO法人数	12団体 (H22)	→	15団体 (H28)	実績

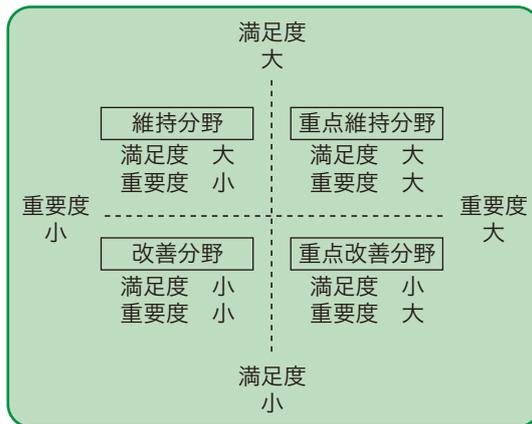
目標値として主観的な指標を示しています。
 施策や事業を進めていくことで期待できる効果について、市民の皆さんがどのくらい実感や納得を得られているのか、また、その施策をどのくらい重要と感じているか、満足度及び重要度の意識を示す指標です。

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「市民の力が住み良いまちづくりに活かされているまち」 だと思ふ人の割合	61.4% (H22) → 上昇
-------	--	---------------------



サブタイトルとして定めた「あるべきまちの姿」目指すべきまちの姿を「指標」として定め、市民満足度及び重要度の上昇を目指します。



平成22年度の市民アンケート結果の相対的な位置付けを示しています。

第1節 共に汗をかくまち《市民・行政》

1-1 市民活動の推進

～ 市民の力が住み良いまちづくりに活かされているまち ～

現況と課題

地域主権改革の進展や市民の価値観の多様化により市民ニーズは大きく変化しています。市民活動の重要性が高まる中、「市民と行政との協働によるまちづくり」を継続して推進するとともに、リーダーとなる人材の育成、活動主体間の連携等さらなる取り組みが求められています。

また、協働を進めるにあたっては、相互理解を深めることが重要であり、出前行政講座やまちづくり懇談会の実施に加え、ホームページの全面リニューアルや機能的・効果的な広報紙の発行、パブリックコメント制度（※）の導入など、情報の共有化に取り組んできました。今後も広報とあわせ、公聴にも力を入れていくとともに、まちづくりの計画段階から市民が参画できる仕組みを構築することが必要です。

方針

協働の担い手である市民、市民活動団体、企業及び行政が、信頼関係で結ばれ、お互いの特性を活かし責任を分かち合う取り組みを進めるため、講座の開催や連携のあり方の検討をしていきます。

そのため、ホームページの構成、広報紙の紙面づくりなどをさらに工夫し、情報発信力を高めます。併せて、必要な情報を必要な方に提供できる仕組みづくりを進めます。また、出前行政講座やまちづくり懇談会、パブリックコメント制度の検証・改善を行うとともに、行政が計画を策定する際には市民委員の公募に努め、市政運営に市民の意見を効果的に反映させていきます。

▶ 主要な施策

①市民活動の推進

- 市民活動推進講座などを通じ、ボランティアやNPO（※）などの市民活動団体を支援するとともに、まちづくりに係わる人材や団体を育成します。
- 新たなNPOの設立支援やボランティア活動の広がりへの行政としての関わり方を検討していきます。

②効果的な情報提供の推進

- 市内全戸に配布される「広報きくがわ」や市内外に即時的に情報を発信できる「市ホームページ」等を有効に活用し、より“伝わる”情報の提供に努めます。
- 市民や各種団体の皆さんが必要とする情報をタイムリーに提供できるよう、全庁的な取り組みを進めます。

③市政運営における市民意見の反映

- 出前行政講座やまちづくり懇談会等を開催し、行政の取組みをPRすると同時に、市民の皆さんの意見を取り入れ、市政に生かしていきます。
- 市の主要な計画策定時等にあたって、パブリックコメントを実施するとともに、公募による市民委員の参画に努めます。

▶ **主要な事業**

- ア. 市民活動推進講座の開催
- イ. 県コミュニティカレッジ受講生派遣事業
- ウ. コミュニティ活動助成事業
- エ. 広報さくがわ発行業務
- オ. 市ホームページ運営業務
- カ. まちづくり懇談会の開催
- キ. パブリックコメント制度の運用
- ク. 出前行政講座の開催

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
1年間に地域活動に参加した人の割合	60.3% (H22)	→	66.0% (H28)	市民アンケート
認証NPO法人数	12団体 (H22)	→	15団体 (H28)	実績

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「市民の力が住み良いまちづくりに活かされているまち」 だと思ふ人の割合	61.4% → 上昇 (H22)	
-------	--	---------------------	--

※パブリックコメント制度…行政機関などが政策にあたり、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度です。

※NPO…Non-profit Organizationの略で、日本語訳は「民間非営利団体」といいます。「継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体」と定義され、広義には社会福祉法人、学校法人、医療法人などの公益法人を含みますが、一般的には社会的な使命を持って活動する民間非営利団体を指します。ボランティアグループなど法人格を持たずに活動する団体のほか、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人格を持つ団体もあり、法人格を有する団体を総称して「特定非営利活動法人」または「NPO法人」と呼びます。

1-2 男女共同参画の推進

～ 男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまち ～

現況と課題

男女共同参画社会の実現は国の重要課題として位置づけられています。

本市においても「菊川市男女共同参画プラン」を策定し、「女（ひと）と男（ひと）とがパートナーとして互いに認め合い、豊かにいきいきと暮らすこと」を目標に啓発事業や体制づくり等に取り組んできました。

審議会等への女性の登用率の向上等は見られるものの、性別による固定的な役割分担意識は依然として残っており、男女が互いにその人権を尊重し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、今後も重要な課題となっています。

このため、人権の尊重の視点に立ち、男女が各分野に参画し、活躍できる環境の整備や意識改革を進める必要があります。

方針

「男女共同参画とは何か」「なぜ、男女共同参画を進めるのか」といった基本的なテーマについて共同認識を高め、意識の浸透が十分に進んでいない中・高年世代、職場等対象を絞っての講演会・広報等の啓発に取り組んでいきます。また、親世代の意識を高めることとあわせて学校への出前講座等を検討し、次世代の取り組みを支える子どもへの意識浸透を図っていきます。

そのほかにも、審議会等への女性の登用率を更に高める取り組み、パブリックコメント制度の活用、地域づくり活動に気軽に参加できる仕組みを地域と共に構築するなど男女が共に参画できる環境を整備し、市民一人ひとりの意識の改革が図れるよう推進します。

▶ 主要な施策

① 社会制度・慣行の見直し、意識改革

- 意識改革が十分に進んでいない中・高年世代や企業に対し各種講座の開催や情報誌等による情報提供などを効果的に推進します。
- 学校における学習機会の充実を図るため、出前行政講座等に取り組めます。

② 家庭と仕事のバランスがとれる環境づくり

- 企業におけるワーク・ライフ・バランス（※）の理解の推進や実現に向けた取組を支援するなど、市民が仕事や家庭、地域生活等を自ら希望するバランスで展開する環境の構築に取り組めます。

③ 職場・地域社会における男女共同参画

- 女性の能力開発や労働意識の向上のための支援をしていくとともに、男女の格差是正や意欲と能力に応じた適正な処遇の確保を推進します。また、男女が共に地域活動へ積極的に参画できるよう情報の提供や活動団体への支援に努めます。

④ あらゆる市民に対する暴力の根絶

- 全ての市民に意識啓発を進めるとともに、被害者の保護から自立に至るまでの総合的な支援体制の構築に取り組めます。また、被害者に対して相談、保護、自立等の支援を行うため関係機関との連携に努めます。

▶ **主要な事業**

- ア. 家庭教育学級、PTA・子ども会などの機会を通じ男女共同参画推進活動の啓発
- イ. 審議会等の女性委員の選出促進
- ウ. 高齢者世代向けの男女共同参画推進事業
- エ. ファミリーフレンドリー企業（※）の普及促進
- オ. DV（※）被害者の相談・支援

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
男女共同参画宣言事務所・団体数	6団体 (H22)	→	15団体 (H28)	県男女共同参画課調査
審議会等への女性の登用率	25.8% (H22)	→	33.0% (H28)	男女共同参画関係施策推進調査状況

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまち」だと思う人の割合	54.1% (H22)	→ 上昇	
-------	---	----------------	------	--

※ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活の調和」の意味です。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、自らが希望するバランスのとれた生活を送ることを指します。そのような生活を実現させるためには、働き方の見直しや家庭における家族の役割分担などが必要とされています。

※ファミリーフレンドリー企業…仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働きを労働者が選択できるような取組を行う企業をいいます。具体的には、法を上回るレベルの育児休業制度、介護休業制度、フレックスタイム制、在宅勤務等の制度を持っており、経営トップや管理職の理解があって実際によく利用されているなど、仕事と家庭の両立がしやすい企業文化をもっている企業をいいます。

※DV…ドメスティック・バイオレンス (DOMESTIC VIOLENCE) の略です。家庭内での肉体的、精神的、性的、経済的暴力のことで、恋人間における暴力も含みます。

関連する個別計画 ・ 菊川市第2次男女共同参画推進プラン

1-3 効果的な行政運営の推進

～ 多様なニーズに対応できる効率的・効果的な行政運営がされているまち ～

現況と課題

平成17年度からの第1次集中改革プランにより計画的な行財政改革に取り組み、行政のスリム化と効率化に努めてきました。特に行政運営の面では、事務事業の見直しや指定管理者制度等の民間活力の導入等に積極的に取り組むとともに、一般職員の純減を含む職員数の適正化を進め機能的な市役所への改善を図ってきました。

一方、長期化する経済の低迷による歳入の減少と社会保障や福祉、教育など市民生活に不可欠な歳出の増加により市の財政は大変厳しい状況が続いており、改革の効果をもってしてもこれを好転させるまでには至っていません。

また、多様化・高度化する市民ニーズに加え、地域主権改革の推進に伴い、新たな事務事業が増大することが見込まれています。

厳しい財政状況とともに、ヒト・モノ・カネなどの経営資源が縮減されていく状況の中、効果的・効率的に事務事業を処理していくため、職員の能力の向上を図り組織力を高める必要があります。また、新たな財源確保と効率的な財政運営のため、市が保有する様々な財産の適正管理と有効活用を図る事も重要です。

方針

市民と行政が連携して取り組む「協働」によるまちづくりへと転換していくために、固定概念にとらわれない柔軟性の高い行政運営への改革が求められます。

このため、平成22年度からの第2次集中改革プランを推進するとともに、限られた経営資源の中で、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政需要に適確に対応するため、人事管理の適正化、組織機能強化などを推進し、市民満足度の高い市政運営の実現を目指します。また、市の資産である公有財産を的確に運用するため、適切な維持管理に努めるとともに、効率的な財産管理を進めます。併せて、戦略的な広報活動を展開することにより、定住人口・交流人口の拡大に努めます。

▶ 主要な施策

① 新公共経営の推進

- 民間企業の経営理論や手法、成功事例などを行政現場に導入することにより、質の高い行政サービスを提供します。
- 各種申請の電子化及び庁内電子システムの改善により効率的な行政運営に努めます。

② 組織力の向上

- 効果的でバランスのとれた組織機構を目指すとともに、市民ニーズに迅速に対応できる体制を構築します。
- 業務量に見合った合理的な職員数を確保するため、第2次定員適正化計画を推進します。
- 「人事制度の推進」、「研修制度の推進」、「活力ある職場づくりの推進」を柱として、それぞれの柱を連携させながら、人材育成を効果的に進めます。

③ 安定した財政基盤の構築

- 市債を返済元金以上に借り入れないことや財政調整基金（※）の取崩しを抑制するなど健全な財政運営に努め、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築します。
- 公債費負担適正化計画（※）に基づき、繰上償還の計画的な実施、市債の発行額の抑制などにより、実質的な公債費負担の適正化を進めます。
- 公共的施設などの適正な維持管理に努めるとともに、運営方法の見直しや施設の統廃合、他用途への転用など、効率的な財産管理と有効活用を図ります。

④戦略的広報活動の展開

- 「住んでよかった、住みたくなるまち」の実現に向け、本市の魅力を外に発信する戦略的な広報活動を積極的に展開します。
- 市民を始め、市外の方にも「菊川市」に対する認知度・関心度を高めていただき、もって定住人口・交流人口の拡大につなげていきます。

⑤広域連携の推進

- 菊川市単独では運営が困難な事案、戦略的に市の枠を超えて取り組むことで効果が高まる事案について周辺市と連携していきます。

▶ 主要な事業

- ア. 行政評価の実施
- イ. 施設や業務への民間活力導入
- ウ. 電子情報システムの有効活用
- エ. 人材育成基本方針の推進
- オ. 人事制度の推進
- カ. 研修制度の推進
- キ. 健全化判断比率の適正化
- ク. 基礎的財政収支（※）の黒字化
- ケ. 市長定例記者会見の実施
- コ. 一部事務組合の運営

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
消防・病院を除く職員数 (4月1日現在)	320人 (H22)	→	306人 (H28)	第2次定員適正化計画
実質公債費比率	17.8% (H22)	→	16.9% (H28)	公債費負担適正化計画

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「多様なニーズに対応できる 効率的・効果的な行政運営が 行われているまち」だと思 う人の割合	43.0% (H22) → 上昇	
-------	---	---------------------	--

※財政調整基金…経済変動などにより年度ごとの収入にばらつきが生じることから、これら年度間の財源の調整を図るために積み立てられたお金（市の貯金）のことです。

※公債費負担適正化計画…借入金の返済や支出を適正に管理するための取り組みを、計画的に実施していくための計画です。実質公債費比率が18%以上の団体が策定することとされています。

※基礎的財政収支…対象とする年度における(旧)基金への積立額と(旧)市債の償還額の合計から、(旧)基金の取崩額と(旧)市債の合計を差し引いたものです。

- 関連する個別計画
- ・ 菊川市行財政改革大綱
 - ・ 菊川市集中改革プラン
 - ・ 菊川市定員適正化計画
 - ・ 菊川市特定事業主行動計画

第2節 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》

2-1 健康づくりの推進

～ 心身ともにすこやかに生活できるまち ～

現況と課題

近年の急速な生活スタイルの変化により運動不足・偏った食生活・ストレス過剰等に起因したメタボリックシンドローム（※）の人が増えています。これに伴い脳卒中、がん、心臓病にかかる人が多く、疾病全体に占める割合も非常に高くなっています。

市では検診の待ち時間を利用した指導・啓発活動や自治会との連携による講座開催により市民の健康意識の高揚を図りました。乳幼児期から生涯を通して全ての市民が基本的な生活習慣を身につけ、充実した人生を送ることができるよう病気の予防、早期発見、早期治療につなげるための年1回の特定健診（※）やがん検診の奨励が必要です。また、市民一人ひとりの自主的な健康づくり活動を目指し、積極的に育成・支援していくことが必要です。

方針

心身の健康に関する意識の高揚に努め、市民一人ひとりが自らの健康管理を適正に行えるための情報を提供するとともに「かかりつけ医」と連携を図る中で、年1回の特定健診やがん検診に加え健康相談等の充実を図ります。また、市民の安心と安全な生活を維持するために自主的な健康づくり活動を積極的に育成、支援します。

▶ 主要な施策

①母子保健事業の実施

- 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児訪問や乳幼児健診を実施します。

②検診事業の実施

- 充実した人生を送ることができるよう年1回の特定健診や胃がん、大腸がん、婦人科検診などの総合がん検診を実施し病気の予防、早期発見、早期治療につなげます。

③健康相談事業等の実施

- 元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人ひとりの心身の健康や疾病を予防するため面会指導や電話相談の実施をします。

④感染症（※）予防対策の実施

- 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講じます。

⑤健康づくり事業の実施

- 市民一人ひとりが主体的に健康を増進できるよう各自治会の健康づくり委員と連携を図りながら積極的に育成や支援します。
- 健康的な運動（健康スポーツ）の普及を図り、生活習慣病（※）等の予防に努めます。

⑥こころの健康管理

- 生涯を通して心身ともに健康であるために一人ひとりが運動と休養をバランス良く取りいれながら、こころの健康管理（精神保健）ができるよう支援します。

▶ 主要な事業

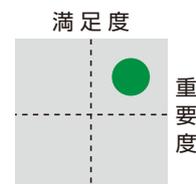
- ア. こんにちは赤ちゃん事業の実施
- イ. 特定健診、総合がん検診の実施
- ウ. 健康チェックの日（健康相談）の実施
- エ. 運動教室等の実施
- オ. 精神保健福祉講演会の開催
- カ. 新型インフルエンザ対策

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
特定健診の受診者数	2,596人 (H22) → 4,000人 (H28)	特定健診・特定保健指導事業実績報告
がん検診の受診者数	11,323人 (H22) → 13,000人 (H28)	保健事業報告

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「心身ともにすこやかに生活できるまち」だと思える人の割合	79.5% (H22) → 上昇
-------	------------------------------	------------------



※メタボリックシンドローム…内臓脂肪症候群 (metabolic syndrome) のことです。主な生活習慣病である肥満症、高血圧、糖尿病、高脂血症などの疾患を引き起こす要因としてあげられる肥満（特に内臓脂肪が蓄積した肥満）状態をいいます。

※特定健診…メタボリックシンドロームに着目した健診内容で、該当者・予備群を早期に発見し、保健指導を行うことで生活習慣の改善に向けての動機付けを目的とした健康診査のことです。40～74歳の医療保険加入者に実施し、保健指導が必要な人の選定・階層化を行い、結果は電子的標準様式で保存します。

※感染症…環境（水、土、空気、動物（人も含む））に存在する細菌やウイルスなどの病原体が、人の体に進入することによってひき起こされる病気のことです。

※生活習慣病…毎日のよくない生活の習慣の積み重ねによってひき起こされる病気のことです。

関連する個別計画 ・ 菊川市健康増進計画
 ・ 菊川市食育推進計画

2-2 地域福祉の推進

～ 地域において住民同士が支えあうまち ～

現況と課題

少子・高齢化、核家族化や個人の生活様式の多様化など地域社会の変容とともに、地域における人と人とのつながりや助け合いの機能が失われつつあります。

一方、社会・経済変動による生活上の支援の増大、生活不安やストレスによる自殺や家庭内暴力、虐待、引きこもり、孤立・無援社会といった社会問題など福祉のニーズは子どもから高齢者まで多岐にわたっています。

こうした中で、福祉行政の役割はますます重大となっているとともに、地域住民を主体とする住民相互の「助け合い」・「支え合い」にもとづいて、安心して暮らせる地域社会を目指すいわゆる地域福祉の重要性も大きくなっています。

市では、地域福祉推進のひとつとして、災害時における要援護者支援計画を作成し、自主防災会及び民生委員児童委員・主任児童委員の協力のもと、要援護者（※）の方々への避難支援を進めています。

方針

生活上や経済上、支援を必要とする方に対して、相談員の研修等による相談業務の充実のほか、民生委員児童委員・主任児童委員やハローワーク、社会福祉協議会との連携を強化し、総合的な支援を実施していきます。

また、災害時要援護者支援計画に基づき、地域における要援護者への支援体制の整備を進めるとともに、高齢者や障がい者の見守りやサポートなど地域コミュニティのなかで市民一人ひとりが身近な支えあい活動に取り組むことで、地域における相互扶助体制が醸成されるよう支援していきます。

▶ 主要な施策

① 地域福祉の活性化

- 地域における住民の自主的な福祉活動や地域と行政の協働による福祉活動を推進します。
- 各種福祉団体、福祉サービス事業者等が実施する地域福祉活動を支援します。

② 地域福祉の担い手への育成・支援

- 民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会などの福祉活動の担い手に対して支援するとともに、ボランティアなどの新たな担い手を育成します。

③ 生活相談・各種支援の充実

- 生活保護等の経済的な支援やハローワークと連携した就労支援を実施し、自立した生活を促進します。

▶ **主要な事業**

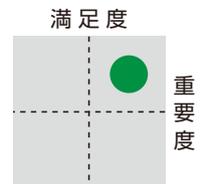
- ア. 災害時における要援護者避難支援対策の推進
- イ. 地域福祉の啓発・普及
- ウ. 地域福祉活動団体への支援
- エ. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携
- オ. ボランティアの育成
- カ. 生活保護制度（※）等の適正運営による自立助長
- キ. 孤立・無援社会に対応した施策の推進

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
福祉ボランティアに携わる人の数	1,002人 (H22) → 1,500人 (H28)	社会福祉協議会 ボランティアセンター資料

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「地域において住民同士が支えあうまち」だと思ふ人の割合	75.5% (H22) → 上昇
-------	-----------------------------	------------------



※要援護者…災害時などに情報収集や安全な場所への避難が困難で、他者の支援が必要であると思われる方をいいます。
 ※生活保護制度…生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活の保障、自立を助長することを目的とする制度です。

関連する個別計画 ・ 菊川市地域福祉計画

2-3 子育て支援体制の充実

～ 安心して子どもを育てられるまち ～

現況と課題

菊川市においても出生者数は緩やかな減少をたどり少子化社会の進捗が顕著に現れています。しかしながら、景気低迷による収入低下などにより、少子化の傾向はあるものの家庭における就業希望は多くなっており、今後も引き続き保育園需要は伸びてくるものと予想されます。また、小学校3年生までを対象とした放課後児童クラブ（※）も利用人数が増加しています。一方、就業や母子家庭の増加等による子育て環境の厳しい状況により、子育て全般に関する相談も年々増加しています。

このような中で、安心して子どもを預けることの出来る環境づくりとして、保育園園舎の耐震化、延長保育の拡大や放課後児童クラブの整備、家庭児童相談事業の充実等に取り組んできました。

しかし、多様化する子育て環境や国の制度が大きく変化する中で、子育て環境をさらに充実させる必要があります。

方針

「菊川市次世代育成支援行動計画・親と子の笑顔あふれる菊川子育てプラン」に基づき、家庭・地域・企業・行政がそれぞれの役割をもち、社会全体で育児と就労の両立や地域の子育て機能の強化などを推進していきます。

▶ 主要な施策

① 地域における子育て支援

- 保育施設の適正規模による市内への配置バランス（適正配置）を考慮した整備に取り組むとともに、子育て情報の提供、相談体制の充実及び子育てボランティアの支援や子育てサポーターの育成など、子育て中の親子が安心して暮らせる支援体制づくりに努めます。

② 子育て世代への経済支援

- 各種手当を始めとする支援策の充実を図ります。
- 就労希望のある世帯に対して、保育園の運営等の就労できる環境整備を推進します。

③ 子育て意識の啓発

- 若者への結婚・出産・育児の楽しさを伝えていくとともに、小中高生と乳幼児のふれあいなどに取組み、次代の親の育成を進めます。
- 母親1人に育児の負担がかからないよう、家庭内での父親や祖父母の育児参加を啓発していきます。
- 子育て支援センター（※）や児童館の運営など、子育て世代の交流の場として充実を図ります。

▶▶ **主要な事業**

- ア. 子ども手当、通院・入院医療費助成、子育て優待カード
- イ. 保育園・幼稚園の運営
- ウ. 放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポートセンター（※）の利用拡大
- エ. 子育て支援センターや児童館の運営
- オ. 母親クラブの支援、子育てボランティアの支援、子育てサポーターの育成
- カ. 家庭児童相談事業
- キ. 幼保一体化（※）施設の整備

▶▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
保育園待機児童数	0人の維持 (H22現状値 0人)	保育所入所データ (4/1時点)

▶▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「安心して子どもを育てられるまち」だと思ふ人の割合	70.9% → 上昇 (H22)	
-------	---------------------------	---------------------	--

※放課後児童クラブ…保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に対し、授業の終了後に余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。
 ※子育て支援センター…子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供を行うものです。
 ※ファミリー・サポートセンター…乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。
 ※幼保一体化…一体化した施設内に幼稚園と保育園を設置する施設一体型の幼稚園、保育園の形態のことです。

関連する個別計画 ・ 菊川市次世代育成行動計画

2-4 長寿・生きがい対策の推進

～ 高齢者が生きがいをもち、すこやかに暮らせるまち ～

現況と課題

菊川市の高齢化率は、平成22年4月1日現在において21.2%であり、平成18年度と比較して+1.7%で年々高齢化が増加する傾向が続いています。また、近年では核家族化の進展から高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者世帯も増加しています。

加えて、団塊の世代の方々が退職され、地域や家庭が生活主体である人が増加しています。

このような中、高齢者が地域で生きがいを持って暮らすためには、地域における人と人との交流が重要です。菊川市においても高齢者の介護予防サロン（※）や老人クラブの活動が行われていますが、老人クラブは連合会への加入クラブ数の減少が課題となっています。

また、高齢者の能力の活用が期待されるシルバー人材センターも、景気の悪化により受注量が減少することによる、高齢者の就労参加の機会減少も課題となっております。

方針

進行する高齢化社会に対応して、高齢者が健康で生きがいを持ちながら生活を送ることができる地域社会づくりを目指し、学習や交流の機会へ参加できるような環境づくりを図ります。

また、生きがいの創出のため、高齢者がその知識、経験、技能を生かし、まちづくりの重要な担い手として活躍ができる場の充実に努めます。

老人クラブとシルバー人材センターについては、今後も団体に対して、支援していきます。

▶ 主要な施策

①健康長寿のための社会参加支援

- 生きがいサロン（※）の開設や就労支援等により生きがいの創出を図ります。
- 相談支援体制を強化し、引きこもり防止に努めます。
- シルバー人材センターへの財政支援をします。

②健康長寿のための自立生活支援事業

- 高齢者が地域で自立した生活をするための在宅福祉サービスなどの充実に努めます。

③高齢者の見守り事業

- 認知症サポーター（※）の育成により、認知症の人やその家族の見守り・支援体制を強化するとともに、認知症の理解を市民に深めていきます。
- 民間事業所と連携した高齢者見守り事業を展開します。

▶ **主要な事業**

- ア. 地域における「生きがいサロン」の支援
- イ. シルバー人材センター事業への参加促進
- ウ. 緊急通報システム設置事業
- エ. 敬老会開催
- オ. 認知症サポーター養成講座

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
敬老会の出席率	47.3% (H22) → 55.0% (H28)	開催実績
認知症サポーターの人数	396人 (H22) → 1,000人 (H28)	累計人数

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「高齢者が生きがいを持ち、すこやかに暮らせるまち」だと思ふ人の割合	61.7% (H22) → 上昇	
-------	-----------------------------------	------------------	--

※介護予防サロン…高齢者ができる限り用介護状態にならないで、自立した日常生活を送れるよう支援するいきいきサロンのことです。

※生きがいサロン…社会福祉協議会が地域サポーターとともに、その地域にあった地域福祉を推進していく活動のことをいいます。

※認知症サポーター…「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのことです。

2-5 介護保険事業の推進

～ 高齢者とその家族を支える介護サービスが充実しているまち ～

現況と課題

核家族化や出生率の低下、女性の社会進出等が進む中、家族だけで介護を行うことは困難であり、安心した老後の生活を営むためには介護を社会全体で支える仕組みが必要です。

このため介護保険事業計画に基づき、高齢者本人を主役とした介護予防等の推進をしてきました。また、高齢者の健康増進と介護予防に努めるため医療と福祉の連携を図りつつ、介護が必要な状態にある人が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域（※）を設定して介護サービスの充実を図っています。

今後は介護給付費の適正化、公平・公正な介護サービスの提供をすることにより、誰もが自分の力で活動的な生活を送り、安心して暮らし続けられる地域社会の構築していくことが必要です。

方針

高齢者一人ひとりが自分らしく生きがいを持って生活できるよう、サービス基盤の整備や最適なケアプランの作成など、より充実したサービス提供に努めます。また、健康づくりをはじめ、福祉及び介護施策との連携を図ります。介護が必要な状態にある人については、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを初めとする相談体制や地域ケア体制等のサポート体制を強化し、多様なニーズに即した環境づくりを進めます。

▶ 主要な施策

① 介護サービスの充実

- 高齢者が自立した生活を送ることができ、社会全体で介護を支えるための支援事業を推進します。

② 介護予防事業の推進

- 介護予防給付や地域支援事業（※）による介護予防事業等の施策を推進するとともに、介護相談や地域ケアサービス等のサポート体制の強化を図ります。

▶ **主要な事業**

- ア. 居宅サービス事業（訪問介護、訪問入浴、通所介護（デイサービス）等）
- イ. 施設サービス事業（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）
- ウ. 地域密着型サービス事業（認知症高齢者グループホーム、老人保健施設）
- エ. 地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業）

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
要介護2～5認定者の居住系占有率	36.7% (H22) → 36.7% (H28)	介護保険事業計画
二次介護予防対象者の生活機能の維持・改善率	97.3% (H22) → 97.3% (H28)	介護保険事業計画

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「高齢者とその家族を支える介護サービスが充実しているまち」だと思う人の割合	54.8% (H22) → 上昇	
-------	---------------------------------------	------------------	--

※日常生活圏域…高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて定める区域のことで、菊川市においては全域になります。

※地域支援事業…元気な高齢者、介護認定を受けるには至らないものの虚弱な高齢者、要支援の認定者に至るまで、一貫した連続性のある介護予防を進めるための事業のことで。

関連する個別計画 ・ 菊川市介護保険事業計画
 ・ 菊川市高齢者保健福祉計画

2-6 障がい者福祉の充実

～ 障がいのある人が安心して暮らすことができるまち ～

現況と課題

障害者自立支援法（※）の施行に伴い、行政機関、サービス提供事業所、相談支援事業者、養護学校などが連携・協働し、広域的に相談支援や障がい者福祉に関する協議を行う東遠地域自立支援協議会を設置しました。協議会では、福祉サービスの調整や課題を検討し、円滑なサービス提供に努めています。

しかし、保健・医療・福祉といったサービスや、雇用・住環境・教育などの分野においても、障がいのある人の暮らしを妨げる要因はまだ残されています。

また、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化が進んできています。障がいのある人が地域住民の一員としてあらゆる場面に社会参加していくことができるよう支援していく必要があります。

方針

障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、「ノーマライゼーション（※）」の理念のもとに、安心して暮らせるよう、障がいのある人の社会参加に向けた施策の一層の推進を図ります。

▶ 主要な施策

①障がいのある人の生活支援・福祉サービスの充実

- 保健・医療・福祉の各分野が連携し、障がいのある人が必要とする情報を容易に入手できるよう努めます。
- 障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう、権利擁護の充実に努めます。

②障がいのある人の社会参加の促進

- 自立した地域生活を送るため、居住環境の整備を促進するとともに、文化やスポーツ活動への支援、就労支援等を推進します。
- 社会参加や余暇活動を促進する移動支援事業の周知に努めます。
- 社会参加を支援するために必要な人材の確保・養成に努めます。

▶ **主要な事業**

- ア. 相談事業・生活支援事業の充実
- イ. 在宅支援サービスの充実
- ウ. コミュニケーション事業の拡充
- エ. 自立支援サポーターの育成
- オ. 障がいに対する理解の啓発

▶ **みんな目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
外出（移動）支援による社会参加者数	64人（H22） → 65人（H28）	移動支援事業実績報告

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「障がいのある人が安心して暮らすことができるまち」だと思ふ人の割合	50.2%（H22） → 上昇	
-------	-----------------------------------	-----------------	--

※障害者自立支援法…「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ようにすることを目的とする法律です。

※ノーマライゼーション…障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念をいいます。

関連する個別計画 ・ 菊川市障害福祉計画
 ・ 菊川市障害者福祉計画

2-7 地域医療体制の充実

～ 市民に質の高い医療サービスが提供できるまち ～

現況と課題

慢性的な医師・看護師不足や高齢化社会の進展、医療費の増加、国の入院から在宅への診療方針の転換など、地域医療を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の医療に対するニーズも高度化・多様化しています。

本市の地域医療の現状は、平成22年10月1日現在、病院が1施設、診療所が19施設あります。また、中東遠2次保健医療圏（※）の医師数は、平成20年12月現在545人で、人口10万人当たり113.5人と県平均の176.3人と比較して大きく下回っています。

このように限られた医療資源で、地域から真に必要な医療を提供し続けていくためには、それぞれの医療機関単独では困難であり、今後は自己完結型の医療から地域完結型への再編を促し、行政・医療・保健・福祉が連携協働して「地域の医療は地域自らが守り育てていくもの」であることが求められています。

方針

菊川市立総合病院では、地域住民の生活上で真に必要な手術や入院治療など基本的な医療を確保しつつ、高度専門医療については、大学病院や近隣病院との機能分化と連携強化を進めるとともに、初期医療を担う身近な診療所との連携を強化していきます。

また、地域医療を担う家庭医の養成プログラムを、磐田市立総合病院、公立森町病院と連携して実施し、医師の確保とともに地域医療体制の充実に努めます。

在宅医療や介護、福祉については、健康増進、疾病の予防や発症から在宅における療養まで含め、医療・介護・保健・福祉が関係を密にし、質の高い医療サービスが適時・適切に隙間無く提供できるよう、地域医療機関や福祉施設さらに小中学校、幼稚園、保育園とも連携を図っていきます。

▶ 主要な施策

① 地域連携推進による地域医療満足度の向上

- 中東遠2次保健医療圏内の病院、診療所、行政機関、福祉・介護施設との連携・協力関係を構築し、自治体病院ネットワークの強化を含めた医療の地域連携を強化します。

② 病院機能強化による安心・安全な医療の提供

- 市民にとって必要な医療体制を確保するとともに、現状の病院機能を充実し、医療の質や患者サービスの向上に努めます。

③ 意識改革と継続的な経営改善の実行

- 中長期的な視点に基づき医療資源の確保に努め、医療提供内容やコスト管理の見直しに取り組みます。

④ 市保健予防担当課と菊川市立総合病院との連携および、財政支援

- 調整、協議の場を設け市民のニーズに沿った事業の向上に努めます。

⑤ 菊川市立総合病院、市保健予防担当課と小笠医師会、小笠歯科医師会、小笠薬剤師会との連携

- 調整、協議の場を設け市民のニーズに沿った事業の向上に努めます。

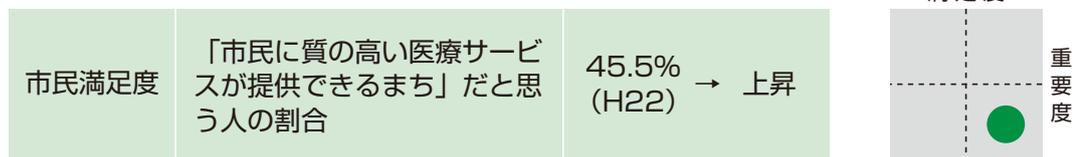
▶ **主要な事業**

- ア. 行政・医療・保健・福祉の連携の強化
- イ. 患者サービス向上のための施設整備と情報の発信
- ウ. 家庭医養成プログラムの推進・看護体制の充実など人材の確保
- エ. 回復期リハビリテーション病棟・精神科病棟・助産師外来など診療機能の強化
- オ. 電子カルテ・オーダーリングシステムなど電算システムの有効活用
- カ. 医療安全・感染対策など医療安全体制の強化
- キ. 中長期的な視点に立った経営組織の強化
- ク. 高度医療機器の利用率向上・上位施設基準の取得の検討など収益の確保
- ケ. 小笠掛川保健・福祉・医療研究会（菊川市、掛川市、御前崎市における保健・福祉・医療・行政及び市議会）
- コ. 保健連絡会（市内医師会、歯科医師会、薬剤師会、菊川病院及び、菊川市）

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
菊川市立総合病院への紹介率	32.6% (H22)	→	35.0% (H28)	菊川病院患者統計
菊川市立総合病院からの逆紹介率	16.4% (H22)	→	25.0% (H28)	菊川病院患者統計
家庭医養成プログラム参加医師数	9人 (H23)	→	20人 (H28)	

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**



※中東遠2次保健医療圏…簡単な処置で済む、通院できる程度の疾病に対する一次保健医療、専門的な手術など高度・特殊な医療を行う三次保健医療に対し、一般的な入院が必要な医療を行うのが二次保健医療といえます。中東遠は磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町を圏域とします。

関連する個別計画 ・ 菊川市立総合病院中期計画

第3節 豊かなこころを育むまち《学校教育・社会教育》

3-1 学校教育の充実

～ 確かな学力と思いやりに満ちた学校づくりがされたまち ～

現況と課題

「確かな学力と思いやりに満ちた学校づくり」に向けて、本市ではデジタルテレビを活用した授業や、乳幼児期から就労までの一貫した支援をねらいとした特別支援教育（※）体制、外国人児童生徒が安心して就学できる体制づくりを進めるとともに、給食センターの統合やプール・屋内運動場の建設など教育施設の整備を行い、ソフト・ハードの両面（※）にわたり進めてきました。この結果、意欲的に学習する子どもが増えるとともに、学力の向上が明らかになってきました。また、家庭や地域との連携も図られ学校教育における教育的効果を上げています。

今後も引き続き、家庭・地域との連携を重視し、子ども一人ひとりの発達や個性に応じて、豊かな感性、確かな知性、健やかな心身の育成をしていくことが求められています。

方針

子どもの育成には指導者である教職員のスキルアップが不可欠であり、各種研修の充実や、導入した教育用デジタルテレビの活用を基に児童生徒の学習意欲を高め、これまで以上に「わかる授業」「楽しい授業」を推進します。また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、具体的な指導計画に基づき、基礎・基本の定着と、主体的に課題をみつけ、自ら学び、自ら考える、知・徳・体のバランスのとれた「確かな学力」を備えた児童生徒の育成に努めます。

そのために個に応じた教育を展開するとともに、心の教育を充実させ、「信頼関係を基盤に幼児期にふさわしい生活のできる園づくり」や「確かな学力と思いやりに満ちた学校づくり」をソフト・ハードの両面にわたって進めていきます。

▶ 主要な施策

① 確かな学力、豊かな感性、健やかな心身の育成

- 学校支援講師を配置するなど特別支援教育体制を整備するとともに、一人ひとりに応じた指導を推進します。
- デジタルテレビを活用した授業を行います。また、授業実践の紹介により内容の充実を図ります。
- 心の教室相談員を配置し、不登校等の児童・生徒に対する学校生活への適応支援に努めます。

② 家庭地域との連携のもと、社会の変化に対応できる学校づくり

- 外国人児童生徒教育支援を推進します。
- 子どもの安全確保のため、家庭・地域・関係機関と連携して学校安全推進事業を推進します。
- 要保護・準要保護世帯（※）の児童生徒への援助や、通学困難地域への通学援助を行います。

③ 教育環境・施設等の整備と支援

- デジタルテレビをはじめ教材備品などを整備し、教育環境の充実に努めます。
- 校舎、園舎、体育館、プール等、施設の計画的な維持管理と整備を進めます。

④ こころざしをもった頼もしい教職員の育成

- 教職員の人事評価を行い、学校の活性化と意欲的な指導に当たる教職員の育成に努めます。
- 教職員の指導力向上のため、各種研修会の充実を図ります。

⑤ 学校給食の充実

- 安心安全でおいしい給食を提供し、学校給食の充実を図ります。
- 学校給食を通じて食育（※）及び地産地消の推進を図り、児童生徒の健康保持・増進に努めます。

▶ **主要な事業**

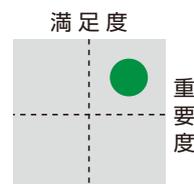
- ア. 特別支援教育の推進
- イ. 各種教職員研修の充実
- ウ. 外国人児童生徒教育支援の推進
- エ. デジタルテレビ活用支援
- オ. 心の教室相談員委託活用
- カ. 幼稚園、小中学校施設整備事業
- キ. 要保護、準要保護世帯の児童生徒への援助
- ク. 安心・安全なおいしい給食作りの実施
- ケ. 食育及び地産地消の推進

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
授業がわかると思う子どもの割合	86% (H22)	→	90% (H28)	児童生徒、保護者アンケート、教師の評価
信頼できる教師がいると思う子どもの割合	81% (H22)	→	90% (H28)	児童生徒、保護者アンケート
不登校を理由とする長期欠席児童生徒の割合	1.2% (H22)	→	0.3% (H28)	学校基本調査

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「確かな学力と思いやりに満ちた学校づくりがされたまち」だと思ふ人の割合	59.4% (H22) → 上昇
-------	-------------------------------------	---------------------



※特別支援教育…障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視野に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことです。

※ソフト・ハードの両面…ソフト面は子供の学びを充実させるための教師の指導や家庭・地域との連携による働きかけ等による主に人的支援を示し、ハード面は学習環境に相応した施設や教材教具の整備など物理的な面を示します。

※要保護・準要保護世帯…要保護世帯は生活保護を受けている世帯。準要保護世帯は、生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に経済的支援が必要な世帯をいいます。

※食育…様々な経験を通して「食に関する知識」「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を送ることができるように育成することをいいます。

3-2 次世代を担う人づくりの推進

～ 地域全体で子どもや青少年を守り育てるまち ～

現況と課題

都市化、少子化等により地域社会の連帯感の希薄化が不安視される中、核家族化や共働き世帯の増加等、地域で子どもや青少年を守り育てる環境づくりが重要視されています。菊川市では、青少年の健全な育成のため、地域全体で地域の子どもの支援する体制づくりとして、学校支援地域本部事業（※）や街頭指導、ボランティア活動を通し、健全で伸びやかに育つ環境づくりを進めてきました。

しかしながら、このような環境や体制づくりが直ちに結果につながるものではありません。今後においても、家庭と地域、学校が一体となって豊かな感性と社会性を育む体験ができる環境や体制づくりが必要です。

方針

地域で活動する社会教育団体を支援・育成するとともに、街頭指導やボランティア活動を引き続き実施し、家庭と地域、学校が連携しながら、子どもとの時間を大切にしていける環境をつくります。

同時に、子どもたちが活動を通し、地域社会における自らの役割と責任を自覚していくことを目指します。

▶ 主要な施策

①豊かな感性と社会性を育む活動の推進

- 広い視野に立ち、社会の一員として目的意識や責任感を持ち、積極的な社会参加を推進するため、ボランティア活動の推進、地域文化に触れあえる体験活動を進めます。

②地域での子どもの支援

- 地域住民との交流活動に取り組み、地域全体で学校教育を支援する体制づくりや、子どもが安全で快適な学校生活が送れるような環境づくりに努めます。
- 放課後子ども教室（※）、学校支援ボランティア（※）等を通し、家庭・地域・学校が連携し、一体となって青少年を育てていきます。

③家庭教育の推進

- 家庭教育に関わる大人が家庭教育の知識や子供の心の理解・親の役割など、正しい知識や実践していく力を身につけるため、幼稚園、保育園、小・中学校と連携して家庭教育学級（※）を開設し、家庭教育の推進に努めます。

▶ 主要な事業

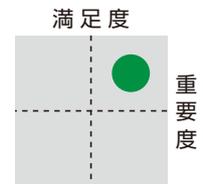
- ア. ボランティア活動の推進
- イ. 家庭教育学級の開設
- ウ. 学校支援地域本部事業
- エ. 地域の青少年声掛け運動
- オ. 青少年健全育成事業
- カ. 子ども110番の家、スクールガード

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
児童・生徒1人当たりのボランティア活動の回数	1.2回 (H22)	→	1.5回 (H28)	ボランティア参加者の延べ人数／児童・生徒数
学校支援ボランティアの活動件数	1,523件 (H22)	→	1,600件 (H28)	

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「地域全体で子どもや青少年を守り育てるまち」だと思ふ人の割合	65.2% (H22)	→ 上昇
-------	--------------------------------	----------------	------



※学校支援地域本部事業…地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員及び地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果を子育てに活かす場の拡充及び地域の教育力の活性化を図るための事業のことです。
 ※放課後子ども教室…市内の小学校において、放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、児童が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。
 ※学校支援ボランティア…児童生徒にボランティア活動や社会参加活動への参加を促し、広く社会で活動することを通して社会性や思いやりの心を育て、心身ともに健やかな青少年の育成を支援するものです。
 ※家庭教育学級…親・家族が園や学校の先生・学級生・地域の人々との交流を通して、家庭の役割や家族のあり方について考え、家庭教育の一層の充実を図ることを目的とした組織のことです。

3-3 生涯学習の充実

～ 生涯にわたり様々な学習機会に参加できるまち ～

現況と課題

菊川市では、各人のライフスタイルや趣味・嗜好に沿った自己実現の要求に応えるため、生涯学習自主講座をはじめ、様々な学習機会を提供し、多くの方が参加しています。また、生涯学習の重要な活動拠点の一つである図書館においても、より多くの方に利用していただけるよう開館時間の拡大にも努めてきました。

生涯学習に関する活動は、多種多様であり、利用者のニーズに合った講座や活動場所を提供していくことが重要です。

方針

誰もが学びたいと思った時に学べる環境づくりのため、利用者のニーズに合った講座の開設など、学習機会の提供に努めていきます。

また、生涯学習の重要な場所である図書館においても、誰もが利用しやすい環境を整備していきます。

各種団体の活動を支援するとともに、生涯学習に関する情報の提供をし、心豊かで生きがいのある地域づくりと人づくりを進めます。

▶ 主要な施策

①生涯学習活動の推進

- 「生涯学習だより」の発行により、様々な趣味、嗜好や時代を考慮し、多くの人に学習に関する情報を提供するとともに各種講座を開設します。また自主講座や各種団体の生涯学習活動の支援、人材バンクの活用などにより生涯学習活動の推進に努めます。

②読書活動の推進

- 市民の読書推進のため、地域、学校等と連携するとともに図書館ボランティアを育成・支援し、地域全般にわたる広範な読書活動の推進をしていきます。
- 幼児から高齢者まで幅広く親しまれる図書館を目指し、読書環境の整備及び新鮮な図書館資料の充実を図ります。

③図書館の適正な管理運営

- 効果的な図書館運営、市民サービスの充実向上を図るため図書館協議会を開催し、図書館のあり方等について検討します。また、利用しやすい図書館を目指し、開館日・開館時間等、市民ニーズにあった運営管理を行います。
- 2つの図書館（菊川文庫、小笠図書館）において、それぞれ特色のある図書館づくりの検討をしていきます。

▶ 主要な事業

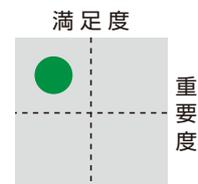
- ア. 各種講座の開設
- イ. 自主講座の開設支援
- ウ. 生涯学習だよりの発行
- エ. 図書資料の整備・充実
- オ. 図書館ボランティアの育成・支援
- カ. 図書館運営の検討

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
生涯学習講座の参加者数	527人 (H22) → 550人 (H28)	
図書貸出し冊数	346,732冊 (H22) → 400,000冊 (H28)	利用統計年報実績値

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「生涯にわたり様々な学習機会に参加できるまち」だと思う人の割合	59.4% (H22) → 上昇
-------	---------------------------------	------------------



3-4 歴史・文化遺産の継承と活用

～ 郷土の歴史文化が尊重され生かされているまち ～

現況と課題

かけがえのない郷土の歴史的遺産や伝統的工芸・芸能・伝統行事を次世代へ引き継ぐことは私たちの使命です。菊川市には、国指定重要文化財3件、県指定文化財3件、市指定文化財18件の文化財があります。

これまで、菊川城館遺跡群（※）保存管理計画報告書の刊行、夏祭り「さんげさんげ（※）」の市指定文化財指定など、地域の文化財の保護に努めてきました。また、発掘調査や開発に対して試掘確認調査を行うことにより、埋蔵文化財の保護を図ってきました。

これらの歴史的遺産を広く市民に周知することで、文化財に対する意識を高め、保存に対する理解を得ることが重要となっています。

今後は、文化財の周知活用を図り、文化財保護の意識を高めることにより、歴史的遺産の保護と活用を進める必要があります。

方針

文化財の保護・活用を図るため、所有者や地域の団体等と連携を図っていきます。

また市内にある文化財等の周知・活用・継承を図るため、地域の学習活動や、観光事業との連携に努めます。

▶ 主要な施策

①文化財の保護・継承

- 指定文化財等の文化財の適切な保護・保存に努めます。
- 市内の文化財の掘り起こしに努めます。

②文化財の周知・活用

- 郷土の歴史や文化への理解を深めるために、学校や地域での学習活動や観光事業と連携し文化財の活用に努めます。
- 文化財の展示や出前行政講座の開催を通じて、市民の文化財への意識の高揚を図ります。

③埋蔵文化財の保護・発掘

- 文化財保護法に基づき、遺跡を保護するために発掘調査を行います。
- 指定史跡の適切な保護を行っていきます。

▶ 主要な事業

- ア. 指定文化財の管理・保護事業
- イ. 文化財の活用
- ウ. 黒田家代官屋敷資料館運営事業
- エ. 観光事業との連携
- オ. 埋蔵文化財発掘調査事業

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
文化財の講座・見学会に参加した人数	122人 (H22) → 160人 (H28)	実績

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「歴史・文化遺産が尊重され 生かされているまち」だと思 う人の割合	58.3% (H22) → 上昇	
-------	---	------------------	--

※菊川城館遺跡群…菊川流域の内田氏の居館跡と、有力武士横地氏が本拠地とした城館跡で構成される中世の遺跡群のことです。
 ※さんげさんげ…毎年7月中旬に段平尾自治会で行われている民俗行事で、かがり火を焚き、富士山を奉る神事を行っています。平成19年に菊川市無形民俗文化財に指定されました。

関連する個別計画 ・ 菊川城館遺跡群保存管理計画

3-5 文化活動の振興

～ 市民が気軽に芸術文化にふれられるまち ～

現況と課題

人々の暮らしに、ゆとりや潤いといった心の豊かさが求められ、様々な文化活動が盛んになっています。

菊川市ではこれまで、文化祭や写生大会など、芸術文化の発表機会の場を設け、市民に広く芸術や文化に親しむ機会を提供してきました。また、文化会館アエルは指定管理者による民間のノウハウ（※）を活用した芸術文化を提供しています。

今後は、文化施設をさらに有効活用し、これまでに地域に芽吹いた文化を今後に継続・発展させていく必要があります。

方針

文化会館アエルや中央公民館等を中心とした施設を有効に活用し、気軽に文化に触れられる環境を整え、より多くの市民に豊かな芸術文化に接する機会を提供します。

また文化活動団体を引き続き支援するとともに、地域に芽吹いた文化を今後に継続・発展させていくため、各種団体等への連携、地域の芸術家の交流・発掘を進めていきます。

▶ 主要な施策

①市民文化・芸術活動の推進

- より多くの人に文化に接する機会を提供するため、文化協会と連携し文化祭、写生大会等を開催します。
- 地域で活動している芸術文化活動や文化・芸術団体を支援し、より一層の文化・芸術活動の推進に努めます。

②文化・芸術活動拠点の充実

- 指定管理者による民間のノウハウを活かした、優れた芸術文化鑑賞機会を提供します。
- 計画的な施設の改修を進め、文化・芸術活動拠点の充実に努めます。

▶ 主要な事業

ア. 菊川市文化祭、菊川市写生大会、菊川美術展、書初め展等の開催

イ. 文化協会との連携

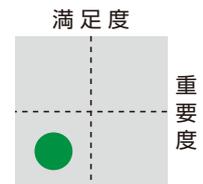
ウ. 文化会館アエル指定管理者との連携

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
文化会館自主公演事業の入場率	69% (H22) → 75% (H28)	自主公演事業入場者集計表
年に1回以上芸術や文化の活動を行った人の割合	18.1% (H22) → 50% (H28)	市民アンケート
年に1回以上芸術や文化を鑑賞した人の割合	46.9% (H22) → 90% (H28)	市民アンケート

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「市民が気軽に芸術文化にふれられるまち」だと思える人の割合	56.0% (H22) → 上昇
-------	-------------------------------	------------------



※民間のノウハウ…民間による管理運営経費の節減とサービス向上を図るための技術のことです。

3-6 スポーツ活動の振興

～ スポーツをとおして市民が健康で、生きがいをもって生活できるまち ～

現況と課題

スポーツは健康増進や生活を楽しく豊かなものにするだけでなく、夢や感動を与えてくれます。また、子どもたちの健全な発達を促し、豊かな人間性を培う面からも重要な役割を担っています。

菊川市では、誰もが気軽に参加できるスポーツ教室、軽スポーツを主としたスポーツ大会を開催し、スポーツ活動の場の提供に努め、参加者が年々増加しています。しかしながら、スポーツをする人、しない人の二極化も指摘され、健康づくり、健康維持にもつながるスポーツを行う人の割合を向上させていくことが課題となっています。

今後は、市の生涯スポーツ推進の中心的役割が期待される「総合型地域スポーツクラブ（※）」や体育協会、体育指導委員等と連携し、地域に根ざしたスポーツの奨励を図るとともに、身近でスポーツができる体制を確保することが必要です。

方針

競技スポーツ、健康スポーツ、生涯スポーツの推進をとおして、一人1スポーツを奨励し、市民一人ひとりが健康で心豊かな生活を送ることができるよう、体育協会、体育指導委員、スポーツ委員、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体の充実を図るとともに、組織体制を確立していきます。

また、更なるスポーツ活動の振興を図るために必要となる指導者の養成や、スポーツ活動の拠点となる施設の整備、改修を計画的に行い、人材の育成、ハード面など様々な角度からスポーツ環境の整備に努めます。

▶ 主要な施策

①一人1スポーツの奨励

- 競技スポーツ、健康スポーツなど各種スポーツ活動が一人ひとりの目的に沿って、いつでも、どこでも、気軽に、身近で行うことができるよう、ソフト、ハード両面からスポーツ環境の整備に取り組み、一人1スポーツの奨励をとおして生涯スポーツの推進に努めます。

②地域に根ざしたスポーツグループ・クラブの育成

- 体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの充実を図り、それぞれの活動をとおして、幼少期における運動のきっかけづくり、スポーツ少年団活動、中学校部活動の支援をはじめ、多種多様なスポーツ活動の振興に学校、地域、行政が一体となって取り組むことができる体制づくりを進めます。

③地域に根ざした生涯スポーツ環境整備

- 体育指導委員、スポーツ委員が中心となり、各地区コミュニティ協議会活動と連携し、地域のニーズに応じたスポーツ教室、スポーツ大会の開催、市内スポーツ情報の提供など、各地域において各種スポーツ活動が身近でできるよう体制づくりを進めます。

④スポーツ施設の適正な運営・管理

- 市民に安心、安全に施設を利用していただくことを第一に考え、体育館、野球場、テニスコートなど、スポーツ活動の拠点となる屋内外体育施設の計画的な整備、改修、維持管理を行い、適正な運営・管理をとおしてスポーツ活動の場の提供に努めます。

⑤スポーツ振興施策の体系化

- スポーツを通じてのまちづくりを基本理念にスポーツ活動の更なる振興を図るため、スポーツ団体相互の連携や推進体制の枠組みを体系的に定めるとともにスポーツ振興施策を計画的に推進し「日本一スポーツが盛んなまちづくり」を目指します。

▶ **主要な事業**

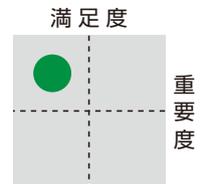
- ア. 総合型地域スポーツクラブの支援
- イ. 体育指導委員活動
- ウ. 市スポーツ大会の開催
- エ. 指導者の養成
- オ. 体育施設の運営管理
- カ. スポーツ振興基本計画（※）の策定

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
週1回以上スポーツに取り組む成人の割合	33.3% (H22) → 50.0% (H28)	市民アンケート

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「スポーツをとおして市民が健康で、生きがいをもって生活できるまち」だと思ふ人の割合	67.8% (H22) → 上昇
-------	---	------------------



※総合型地域スポーツクラブ…文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、幅広い世代の人々が各自の興味関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブのことです。
 ※スポーツ振興基本計画…「スポーツ振興法」に基づき、長期的・総合的視点から市が目指すスポーツ振興の基本方針を示す計画のことです。

関連する個別計画 ・ 菊川市スポーツ振興基本計画

第4節 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》

4-1 地域コミュニティの推進

～ 住んでいる地区のコミュニティ活動が活発なまち ～

現況と課題

都市化、核家族化、高齢世帯の増加などが進むことにより、地域における相互扶助の意識が希薄化し、従来は地域で解決してきた課題等が解決できない場合も出てきています。地域の課題を地域が取り組んでいくため、その活動の核となるコミュニティ協議会がすべての地区で設立されました。設立後の支援として、協議会の定例会への参加、行政からの情報伝達、地域からの情報収集に努め信頼関係の構築に努めてきました。また、市民の自発的活動の支援として、1%地域づくり活動交付金を創設しました。しかし、コミュニティ協議会は設立して間もないところが多く、その活動のあり方を含め、今後の活動内容のステップアップをどう図るかが課題となっています。

方針

住みよい地域をつくりあげるためには、地域を核としたコミュニティ活動に市民自らが参加していくことが重要です。そのために市民自らが考え実践するまちづくりへの参画と理解を図るため、必要な情報提供と地域活動を推進する人材の発掘と育成を進めることにより活力ある地域コミュニティ活動を支援していきます。

▶ 主要な施策

①地区コミュニティの推進

- 地区コミュニティ活動がより活発に展開されるよう市民活動の核を担うコミュニティ協議会役員会に市職員を派遣し、情報収集と必要な情報の提供に努めテーマ型活動を推進します。
- 市民の自発的な活動が活発に行われるよう1%地域づくり活動交付金制度の充実を図っていきます。

▶ 主要な事業

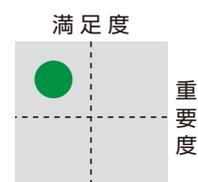
- ア. 1%地域づくり活動交付金事業の充実
- イ. コミュニティ協議会への支援
- ウ. 市民参加意識の向上、1%地域づくり活動交付金活動報告会

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
地域づくり活動を推進する団体数	46団体 (H22) → 65団体 (H28)	菊川市1%地域づくり活動交付金申請件数
テーマ型活動を実践するコミュニティ協議会数	0団体 (H22) → 6団体 (H28)	

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「住んでいる地区のコミュニティ活動が活発なまち」であると思う人の割合	66.9% (H22) → 上昇
-------	------------------------------------	------------------



4-2 外国人との共生の地域づくりの推進と交流活動の活性化

- ～ 市内に住む外国人が地域社会に受け入れられているまち ～
- ～ 交流を通して地域に賑わいのあるまち ～

現況と課題

菊川市の外国人居住者には、一戸建て住宅に住み地域社会と共生する世帯も徐々に見かけるようになり、わずかながらも地域との繋がりが見え始めてきておりますが、依然として、生活習慣や文化の違いによる諸問題等、対応に苦慮する事例が見受けられます。

こうした中で、外国人が多く居住する地域では、日本人と外国人が地域で交流できるよう外国人市民との懇談会や防災訓練などを実施し、相互理解の促進を進めています。今後も、同じ地域に居住する日本人と外国人が相互理解を深めるため、継続的な取り組みが必要となっています。

また、地域間交流についても、地域文化の交流を通して人のつながりなどを地域の活性化に活かしていくことが必要となっています。

方針

日本人と外国人との相互理解を深めるため、定住の意思のある外国人に対しては早く地域にとけ込めるように地域組織などと連携を拡充していきます。

また、移動が多い外国人に対して情報提供の充実を図り行政サービスや生活上のルールのお知らせを図ります。

一方、地域間交流を通じ地域間相互の人や文化などに触れ合う場を提供し、行政、市民の交流の活性化や人的ネットワークの構築を推進します。

▶ 主要な施策

① 多文化共生の推進

- 外国人住民の定住化が進むなか、日本語が不自由な外国人住民のためコミュニケーション支援、安心して快適な暮らしをするための生活支援、及び外国人住民の自立と社会参画の促進を図ります。
- 日本人が外国の文化や習慣に理解を示せる学びの場所を提供するなど、多文化共生の地域づくりを推進します。
- 施策を遂行するにあたり他の関係機関との連携・協力体制を図ります。
- ボランティア団体、NPO等の設立支援を行い、連携して外国人の生活に関わる支援活動や交流活動などを推進します。

② 交流活動の活性化

- 地域間交流活動の機会を創出することで、地域の活性化や人的ネットワークの構築を推進します。

▶ **主要な事業**

- ア. 地域主催の外国人交流事業への支援
- イ. 外国人住民への各種情報の提供
- ウ. 外国人集住都市会議等への参加
- エ. 外国人住民との懇談会の開催
- オ. 国際交流協会への活動支援
- カ. 地域間交流事業の推進

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
外国人への情報発信件数	70件 (H22)	→	100件 (H28)	翻訳業務件数
懇談会への外国人参加者数	19人 (H22)	→	50人 (H28)	

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「市内に住む外国人が地域社会に受け入れられているまち」だと思う人の割合	58.5% (H22) → 上昇	
市民満足度	「交流を通して地域に賑わいがあるまち」だと思う人の割合	50.0% (H22) → 上昇	

4-3 若者参加の地域づくりの推進

～ 若者が地域づくりに参加しているまち ～

現況と課題

現代社会における社会構造の変化やニーズの多様化は地域にもおよび、全ての地区においてコミュニティ協議会が設立され、各地区でそれぞれの特色を活かしたまちづくりが期待されています。

若者からお年寄りまで、全ての市民が参加するコミュニティの再生が課題となっている中、若者においては価値観の多様化や勤務体系の多様化が進んだこともあり、地域社会への参加がしにくい状況にあります。

菊川市においても、かつては地域に青年団、青年学級などの組織が定着し、地域活動に若者が参画する機会が多くありました。現在はたくさんの若者が集うことが少なくなってきましたが、活動自体がなくなったわけではなく、少人数または小規模での活動が見受けられます。

今後は、活動を行っている団体又は個人がより大きな視野を持ち、地域活動に参画する機会づ

方針

地域のまちづくり基盤をより継続的、重層的なものとするため、次世代リーダーの育成が不可欠です。そのためには若者の主体的な参加が必要であり、若者たちが自由かつ自発的に地域活動に参加する場や機会を積極的に創り出す必要があります。青年団やNPOや自治会、コミュニティ協議会などの活動に気軽に参加できる仕組みを構築するため、これら地域づくり組織への情報や話し合いの場の提供を行っていきます。

▶ 主要な施策

① 各種団体の情報交換・話し合いの機会の提供

- 青年団を中心に現在個別に活動している若者をつなぎ、連携を強固にすることで若者の更なる参加を促します。
- 情報交換をすることで個々の団体のレベルアップを図ります。

② 子どもの社会参画の支援

- 社会人になる前から地域活動に参加することで、後の活動に継続して取り組めるきっかけづくりをします。

③ 若者意見の市政への反映

- まちづくり懇談会やパブリックコメントを活用しての若者からの意見聴取や、公募による市民委員への参画を促し、若者意見の市政への反映に努めます。

▶ **主要な事業**

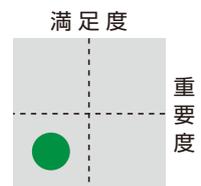
- ア. 青年団活動の支援
- イ. 中学・高校生の生徒会活動と地域づくり活動の検討
- ウ. 小学校における総合学習での地域活動の導入
- エ. 各種団体の交流も含めた意見交換会の開催

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
1年間に地域活動に参加した人の割合（39歳以下）	28.4% → 34.0% (H22) → (H28)	市民アンケート

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「若者が地域づくりに参加しているまち」だと思う人の割合	42.3% → 上昇 (H22)
-------	-----------------------------	---------------------



第5節 輝くみどりのまち《環境》

5-1 水質保全対策の促進

～ 水質が保全され川がきれいなまち ～

現況と課題

菊川市は、河川「菊川」とその支流が市全体に広がり、水辺は市民の暮らしに身近なものとなっています。市民アンケート調査や市民会議のワークショップからも清流「菊川」への思いは非常に強く、この豊かな河川を後世に継承していかなければなりません。

しかし、し尿と生活雑排水を共に処理している生活排水処理率は50.5%に留まっています。また、水質環境基準点のBOD値（※）について、菊川流域別下水道整備総合計画に基づき、今後も水質環境基準以下としていく必要があります。

そこで、生活排水処理の向上のため、公共下水道整備や合併浄化槽を推進し、環境への負荷軽減を進める必要があります。

方針

公共下水道や合併浄化槽等の汚水処理施設をより効率的に整備し、適正な管理を実施していきます。また、家庭や事業所における生活排水の水質浄化に向け、環境意識の醸成を図るための施策を実施し、市、市民、事業者の協働で河川等の水質保全に努めます。

▶ 主要な施策

①生活・工業排水対策の取り組み

- 公共下水道、合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進めると共に、工場などからの工業排水の水質に関して監視・調査を行うなど、水質浄化に向けた排水対策に取り組みます。

②水質浄化への取り組みと啓発

- 家庭や事業所から発生する水質汚濁の軽減を促し、市民による水質浄化への取り組みを支援します。

▶ 主要な事業

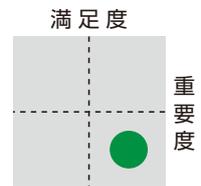
- ア. 公共下水道、合併浄化槽等の整備
- イ. 浄化槽の保守点検や法定検査の周知
- ウ. 河川水質調査及び工場排水監視の実施
- エ. 生活排水の水質浄化に向けた普及啓発

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
水洗化・生活雑排水処理率 (※)	52.3% → 71.2% (H22) → (H28)	一般廃棄物処理基本計画 (※)
菊川 高田橋BOD値	環境基準 (※) 2.0mg/ℓ 以内の維持 (H22) → (H28)	菊川流域別下水道整備総合計画 (※)
牛淵川 堂山橋BOD値	環境基準 (※) 3.0mg/ℓ 以内の維持 (H22) → (H28)	

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「水質が保全され川がきれい なまち」だと思ふ人の割合	43.5% → 上昇 (H22)
-------	-------------------------------	---------------------



※BOD値…水中の有機物（汚染物質）が微生物によって浄化される時に必要な酸素量のことです。この数値が小さいほど水質が良いとされます。
 ※環境基準…環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められています。行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。
 ※水洗化率・生活排水処理率…公共下水道、コミュニティプラント、合併浄化槽による処理人口を行政区内人口で除した値です。
 ※一般廃棄物処理基本計画…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により義務づけられている一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理等についての基本的な事項を定めている計画です。
 ※菊川流域別下水道整備総合計画…菊川水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道整備の基本計画です。

関連する個別計画 ・ 一般廃棄物処理基本計画
 ・ 菊川市環境基本計画

5-2 自然環境の保全

～ 自然環境と共生するまち ～

現況と課題

菊川市は御前崎遠州灘県立自然公園を含む森林、里山及び樹園地で囲まれ平野部は田園が広がっています。また、河川が市の中心部を流れ市街地が形成されており市民と自然環境は密接な関係にあると共に憩いの場となっています。

しかし、これらの森林、里山は手入れが行き届かず水源かん養機能（※）や災害防止等の森林が本来持つべき多様な機能の低下が進むなど必ずしも良い環境にあるとはいえなくなっています。

一方で、地域においても耕作放棄地（※）対策、市民農園（※）など保全活動が始まっております。

今後は、菊川の水辺空間や自然公園を始めとする森林、里山など市民に身近な自然的環境を保全・活用するため市民と行政が協力していくことが必要です。

方針

森の力再生事業による森林の保全事業を促進するとともに、地域で始まった保全活動を尊重し、地域住民と協働で里地里山の保全を促進していきます。また、多様な生物の生息地となる森林、里山、水辺を保全することで自然と人が共生できる環境を創出します。

▶ 主要な施策

①自然環境の保全

- 農地・水保全管理支払交付金、森の力再生事業等により、市民への自然環境保全の啓発を行い、自然環境の保全・再生を図ります。

②自然公園の維持管理

- 自然公園(横地城跡、丹野池、石山公園)の適正な保護、管理をします。

③水辺環境の保全と整備

- 河川愛護事業への参加を推進すると共に、リーパーフレンドシップ制度（※）の利用を促進して、水辺環境の保全・整備を図ります。

▶ **主要な事業**

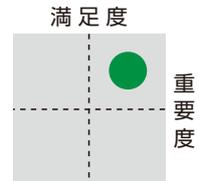
- ア. 農地・水・環境保全向上対策の推進
- イ. 耕作放棄地対策事業
- ウ. 森の力再生事業
- エ. 市民による花いっぱい運動の支援
- オ. 地元団体による環境保全活動、イベントの支援
- カ. 河川愛護事業の推進

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
耕作放棄地の解消面積	14ha (H22)	→	50ha (H28)	
審議会等への登用率	2団体 (H22)	→	5団体 (H28)	

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「自然環境と共生するまち」 だと思ふ人の割合	68.4% → 上昇 (H22)
-------	---------------------------	---------------------



※水源かん養機能…健全な森林生態系の存在により豪雨時における河川の増水量（直接放水量）を軽減させるとともに、無降雨時の低水量（基底流量）を安定的に供給する作用のことです。

※耕作放棄地…かつて耕作地であったものであって、過去1年以上作物を栽培せず、今後、数年間に再び耕作する意志の無い土地をいいます。

※農地・水・環境保全向上対策…農家だけでなく非農家を含めた地域の多様な主体の参画により、地域ぐるみで農地や農業用施設などの資源を保全管理するとともに、農村環境の質的向上を図る地域共同の取り組みを支援する国の補助制度のことです。

※市民農園…住民が自家用の野菜生産やレクリエーションを目的として、市町村・農協・農家・NPO法人などから土地を借りて耕作する小規模の畑をいいます。

※リバーフレンドシップ制度…住民と行政による協働事業で、住民や利用者などがリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草などの河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高める制度のことです。

関連する個別計画

- ・ 菊川市環境基本計画
- ・ 菊川市森林整備計画
- ・ 第11次鳥獣保護事業計画

5-3 循環型社会の推進と環境衛生の充実

～ 環境保全活動が活発に行われているまち ～

現況と課題

「ごみは燃やして処理をする」から「ごみは資源である」を基本として、古紙や剪定枝のリサイクルに取り組むとともに、全自治会を対象にしたごみ減量説明会や事業所訪問を行い、市民や事業所とともにごみ減量、3Rの推進に取り組みました。

その結果、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均や県平均を下回り、県内で一番ごみ量が少ない市になりました。この水準を維持するために、今後も3Rを推進し排出抑制、限りある資源の再資源化に取り組む必要があります。

また、温暖化防止対策として、CO₂排出量削減のため、太陽光発電や太陽熱温水器の設置費補助金を開始し、自然エネルギーの利用推進を図りました。

地球環境の問題については、自らが被害者であるとともに加害者であるという自覚を持ち、行政・市民・事業者が連携を図りながら、地球温暖化防止に取り組んでいくことが必要です。

方針

一般廃棄物処理基本計画の目標を達成し、ごみ排出量が県下で一番少ない市であり続けるために、市、市民、事業者が一体となって3Rを総合的に推進し、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、学校や家庭、事業所などあらゆる主体による環境学習を推進し、一人ひとりの環境意識を高め、地球環境に配慮したやさしい暮らしへの意識を高めます。

引続き環境衛生の充実を図るため、環境衛生施設の適正管理に努めます。

また、温暖化防止、エネルギーの安全な確保に向け、新エネルギーの利用推進に努めます。

▶ 主要な施策

① 循環型社会の推進

- 3R推進のためリサイクル活動の支援や可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の収集を行うとともに、家庭などにおける自然エネルギーの利用を促進し、循環型社会の構築を推進します。

② 環境意識の高揚

- 環境学習や研修会、出前講座の実施により、環境意識の高揚を図ります。

③ 環境衛生施設の充実

- 最終処分場などの適正管理をおこない、廃棄物処理が円滑に行われるように努めます。

▶ **主要な事業**

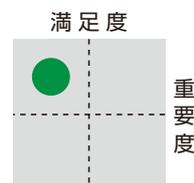
- ア. 市内一斉清掃の推進
- イ. リサイクル活動の支援
- ウ. 家庭における太陽光エネルギーの導入促進
- エ. 市民向けの環境学習会や研修会の開催

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
市民1人1日当たりのごみ排出量	619g (H22)	→	594g (H28)	一般廃棄物処理基本計画
エコアクション21(※)認定事業所	11社 (H22)	→	25社 (H28)	

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「環境保全活動が活発に行われているまち」だと思う人の割合	60.5% → 上昇 (H22)
-------	------------------------------	---------------------



※エコアクション21…環境省が作成したガイドラインに基づく認証登録制度。事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、仕組みを作り、取組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法をいいます。

関連する個別計画 ・ 一般廃棄物処理基本計画
・ 菊川市環境基本計画

第6節 躍進する産業のまち《産業》

6-1 若者参加の地域づくりの推進

～ 安全・安心で魅力ある農産物の生産されるまち ～

現況と課題

菊川市の農業は、土地の形状や土壌の特徴を活かした茶、水稲、施設園芸、畜産など地域に合った農業生産が展開されていますが、生産者・生産基盤・価格の低迷などさまざまな問題に直面しています。

生産者の点では、平成21年の農地法改正により企業が農業に参入することが可能になり、農業生産法人は増加している一方で、従事者の高齢化・後継者不足が懸念されています。

生産基盤としては牧之原畑地総合整備事業（※）、新農業水利システム保全整備事業（※）等により計画的に整備していますが、耕作条件の不利な地域は、農地の荒廃の増加が懸念されます。今後は農地の集積による経営規模拡大と省力化を進める必要があります。

方針

農業生産法人を継続して増やしていくとともに、認定農業者によるコストの低減と品質の向上を進めるとともに、消費者から信頼される安全・安心な農畜産物の生産に努め、魅力ある付加価値の高い特産品の開発と、技術進化に対応した取組み、また農畜産物のPRにより地産地消と顔の見える流通を支援します。

生産基盤整備の推進や、担い手の育成・確保による農地の保全、農地の貸し手と借り手に係る情報の一元的把握により、農地の集積を図ります。また、長期的な視点で地区ごとの問題点を分析し、県や地元と連携し生産性を高める農業について対策・計画していきます。

▶ 主要な施策

① 農地の効果的な整備・集積

- 農業生産の基礎となる優良農地の確保をすると共に全域的に機械化による高能率の農業を展開させ農地の高度利用を可能にするため、ほ場（※）の再整備、農業用水路の改良、農道の改良等の基盤整備を進める必要があります。

② 担い手の確保・育成

- 担い手への農地集積、機械化の推進等により従事者の高齢化、後継者不足に取り組んでいきます。
- 農業生産法人の育成・次世代農業を進め、農産物の安心・安全な生産を進めることにより、消費者から信頼される産地づくりを推進します。

③ 農業経営基盤の強化

- 学校や地域において地産地消を通じ、農業などについての理解を深め、消費拡大につなげます。さらに、販売ルート確保と拡大を図り、第6次産業（※）を進めます。

④ 農業委員会の運営

- 農地の権利移動、農地の有効利用や経営の合理化、耕作放棄地対策など地域の農業の振興を行う農業委員会の適正な運営に努めます。

▶ 主要な事業

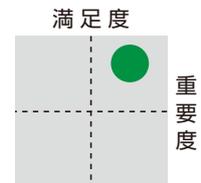
- ア. ほ場整備事業
- イ. かんがい排水事業
- ウ. 農業生産法人の育成・支援
- エ. 担い手への農用地利用集積
- オ. 米の安定化対策（戸別所得補償等）
- カ. 学校給食地産地消推進事業

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
認定農業生産法人の数	10法人 (H22)	→	15法人 (H28)	認定を受けた農業生産法人の数
担い手への農用地利用集積面積	770ha (H22)	→	1,235ha (H28)	認定農家が利用権設定した農用地利用集積面積の合計

▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「安全・安心で魅力ある農作物が生産されているまち」だと思ふ人の割合	79.1% (H22)	→ 上昇
-------	-----------------------------------	----------------	------



※牧之原畑地総合整備事業…畑地帯における担い手の育成・強化を図るため、多様な営農形態にきめ細かく応じつつ、生産基盤の整備及び生産・集落環境整備を総合的に行い、もって畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図る牧之原を中心とした島田市、牧之原市、掛川市、御前崎市、菊川市の5市にまたがる国庫補助事業のことです。

※新農業水利システム保全整備事業…農業水利施設における管理の省力化を推進する観点から、施設の機動的な更新又は整備を行い、新しい農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に図る国庫補助事業のことです。

※ほ場…作物を栽培する田畑をいいます。

※第6次産業…農業や水産業などの第1次産業が食品加工（第2次産業）・流通産業（第3次産業）にも業務展開している経営のことをいいます。

- 関連する個別計画
- ・ 菊川市農業振興地域整備計画
 - ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
 - ・ 菊川市水田農業ビジョン

6-2 商業振興と既存商店街の活性化

～ 商店街が賑わい、市全体に活気があるまち ～

現況と課題

市内の商業は幹線道路の整備とともに、新しい拠点がうまれてきており、一部では賑わいをつくっております。しかし一方では、既存の商店街においては後継者不足や近郊の大型店の出店などにより、商店が減少し賑わいが薄れ、商店街の空洞化に繋がっています。

今後は商工会と引き続き連携していくことに加え、商業関係以外の団体とも協働で商業を振興していくことが必要です。また、賑わいのある商店街づくりのための魅力ある個店づくりを進めていくことが必要です。

方針

商工会館の新設を契機に、定期的なイベントや物産展を開催し、地場製品の販売促進など活性化事業の実施についても、行政と商工会等が協働で検討していきます。

また、魅力ある商店街づくりの事業として、空き店舗対策事業など新しい制度の実施に向け検討を進めます。商店街組合や個店が事業実施する朝市フリーマーケットなどのイベントや、商工会が実施する夜店市などの商店街の活性化事業を今後も継続し支援していきます。

▶ 主要な施策

① 商業の振興

- 商工会への支援及び中小企業者への融資制度の適正運用により、商工業者の健全な発展を支援します。
- 農業、工業、商業、観光、経済団体などから選出された委員で構成する地域経済活性化懇話会を開催し、地域ブランドやまちの駅など、活性化事業について検討します。

② 既存商店街の活性化

- 旧商店街地域の空き店舗や空き地を有効利用し、新規店舗参入補助金交付事業を実施します。
- 新規店舗参入補助金交付事業で新規小売業出店希望者を拡大させ、既存商店街の活性化を図ります。
- 既存商店街において、高齢者等が買い物をしやすい生活環境の再構築を目指します。

▶▶ **主要な事業**

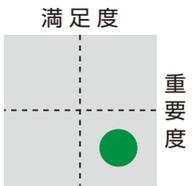
- ア. 新規店舗参入補助金交付事業
- イ. 商工会との連携による消費拡大事業などの支援
- ウ. 販売促進手法の創出
- エ. 地域ブランドの検討

▶▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
年間商品販売額	774億円 (H19) → 800億円 (H28)	商業統計調査年間販売額
空き店舗等の解消件数 (期間累計)	0件 (H22) → 10件 (H28)	空き店舗対策事業の申請件数

▶▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「商店街が賑わい、市全体に活気があるまち」だと思う人の割合	18.7% (H22) → 上昇
-------	-------------------------------	------------------



6-3 工業振興・新産業創出と企業誘致の推進

～ 工業発展により市内経済が活性化されたまち ～

現況と課題

平成20年秋のリーマンショック以降、経済情勢の低迷が続いており、製造業を中心に市内各企業においても、企業解散や事業所の閉鎖等多大な影響が出ています。

企業誘致についても、企業体力の低下や事業拡大への不安からなかなか創業に結びつきません。行政としては景気の動向に着目しながら企業との連携を密にし支援していく必要があります。

新産業創出については、平成21年度に農業、商工業、観光業等を連携した菊川市地域経済活性化懇話会を立ち上げ、業種間の連携、地域ブランドの検討を開始しました。今後も意見交換を続け、新産業の土台をつくっていく必要があります。

方針

既存企業については商工会との連携をさらに高め、企業の安定した経営を支援していきます。同時に新規企業の誘致について新たな工業用地の検討及び、進出内定企業のフォローアップ、積極的な情報発信等により、継続して取り組んでいきます。

また、菊川市地域経済活性化懇話会を継続的に開催し富士山静岡空港、御前崎港、東名高速道路といった恵まれた交通基盤を生かした、企業誘致、新産業創出に取り組みます。

▶ 主要な施策

① 工業の振興

- 商工会と連携し、工業振興事業を支援するとともに、中小企業者への融資制度の適正運用により、市内商工業者の健全な発展を支援します。
- 地域産業の振興を図るため、企業誘致奨励補助金を新設します。
- 労働環境の構築や障害者就労支援などのため、労働者福祉共済会や障害者就労支援事業などへの支援を推進します。

② 新産業創出の推進

- 地域産業の振興を図るため、企業誘致奨励補助金を新設します。（再掲）
- 富士山静岡空港及び御前崎港等を拠点とした広域的な地域連携をはかり、交通の利便性を生かした新産業創出に努めます。

③ 企業誘致の推進

- 企業誘致の推進のため誘致に関する調整及び県内外への情報発信を推進します。
- 工業専用地域の利用促進を推進します。
- 進出企業への支援を推進します。
- 進出内定企業へのフォローアップを推進します。

▶ **主要な事業**

- ア. 進出企業に地域産業立地事業補助金の拠出
- イ. 電源立地制度（※）の情報提供
- ウ. 地域経済活性化懇話会における新産業創出の検討
- エ. ニーズに応じた新たな工業用地の検討
- オ. 進出企業との連絡調整
- カ. 中小企業への融資等の情報提供

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
製造品出荷額等	2,434億円 (H22) → 3,000億円 (H28)	工業統計製造品出荷額等

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「工業発展により市内経済が活性化されたまち」だと思ふ人の割合	39.1% (H22) → 上昇	
-------	--------------------------------	------------------	--

※電源立地制度…ここでは「原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金」を指します。原子力発電施設などの立地及び周辺市町村における企業立地を支援するため、雇用増加を生む企業に対して、一定期間（最長8年間）にわたって交付される電気料金の実質的割引措置となる給付金制度のことです。

6-4 観光資源の発掘とネットワークの形成

～ 観光交流が盛んなまち ～

現況と課題

長引く景気の低迷や不透明感などから全国的に観光産業への影響が続いています。菊川市への観光、宿泊利用等の交流人口は、県内でも大きなものとは言えず、周辺市町との連携による観光施策の推進は不可欠です。

そのため、静岡県観光協会をはじめ、富士山静岡空港の開港から周辺自治体の広域的な連携事業の取り組みとして、ガイドマップの作成や遠隔地への地場産品や観光案内などのPR活動を積極的に実施してきました。

今後も周辺市町と広域的な連携事業を実施すると共に、菊川らしさを感じる観光資源の発掘、開発をしていく必要があります。

方針

広域連携の取り組み事業として、遠隔地へのPR事業やガイドマップの策定などを引き続き実施し、実質的な誘客に結びつく観光ルートの見直しを積極的に進めていきます。また、観光協会等との連携により、観光案内所の設置や市内の観光ウォーキングマップの作成など、分かりやすく菊川の自然景観や史跡を紹介できる事業を検討していきます。

▶ 主要な施策

① 広域的な連携強化、静岡空港の利用促進

- 空港周辺地域観光振興研究会（7市2町）による就航先への観光PRに取り組みます。
- 県観光協会、西部地区観光協議会等との広域的な連携事業を実施します。
- 大型観光キャンペーンや各種イベントを活用した観光、地場産品のPR活動を実施します。

② 市内観光資源の発掘

- 農業・商業・工業といった異業種との連携も取り入れ新たな観光資源の発掘や観光ルート作りに取り組みます。

③ 市観光協会との連携及び支援

- 市観光協会が実施する観光PR、地場産品の販売促進をします。
- 周辺観光協会との連携事業（ウォーキングやサイクリングマップの作成）を支援します。
- 観光イベントの開催による情報発信をします。

④ 市内観光施設の維持管理

- 火剣山キャンプ場の施設の修繕を計画的に行います。
- 県立自然公園等の除草及びトイレ清掃を定期的に行い、常に利用しやすい施設であるよう管理します。

▶ **主要な事業**

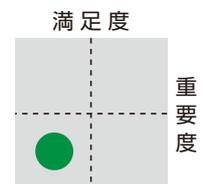
- ア. 市観光協会及び周辺市町等との連携による観光PRと誘客
- イ. 新たな観光資源の発掘と観光ルートの検討
- ウ. 観光イベントの開催による情報発信
- エ. 観光資源・施設の保護・維持管理
- オ. 保養センター小菊荘の運営管理への支援

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
観光交流客数（宿泊客数含む）	311,773人（H22） → 325,000人（H28）	静岡県観光交流の動向調査実績値

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「観光交流が盛んなまち」だと思う人の割合	26.0%（H22） → 上昇
-------	----------------------	-----------------



6-5 菊川茶の振興

～ 魅力ある菊川茶が生産されているまち ～

現況と課題

茶は菊川市の主幹作物であり、全国的にも屈指の栽培面積をもち、茶産地「お茶の菊川」としての地位が築かれてきました。しかし、1世帯当たりの緑茶の年間購入量、単価が減少し、荒茶価格も年々低下してきており厳しい状況にあります。

「作れば売れる」から「売れるお茶」の生産への転換が求められ、コスト削減とともに生産性の高い茶業経営が必要です。

PR活動としてはODORA THE 菊川など市内のイベントのほかに、菊川市茶業協会を中心に県外でも消費拡大イベントを実施してきました。さらに富士山静岡空港の開港以後は空港内の呈茶コーナーにも積極的に参加し、県内外はもとより国外への情報発信にも努めてきました。イベント先での活動は好評を得て、新茶シーズンには多くの問い合わせを受けるなど成果は現れてきています。

また、市民に対しても婚姻届を出された方への急須と菊川茶のプレゼント、出前行政講座「おいしいお茶の淹れ方教室」、手揉み保存会活動を通して、茶文化継承、次世代の消費拡大に繋がる活動も実施しています。

方針

生産性の高い茶業経営、将来に渡る安定的な茶業経営体の育成、産地維持のために茶園管理作業の共同化、共同摘採など組織的な茶業経営への転換を推進し、そのために必要となる乗用型茶園管理機械の導入支援、機械化対応茶園整備、改植推進のための茶園再編整備事業を実施していきます。また、T-GAP制度（※）による認証取得を推進し、安全安心な菊川茶の産地づくりに努めていきます。

「深蒸し菊川茶」としての認知度向上を図るために、ちゃこちゃん茶袋の利用推進や消費地でのPR活動、販売支援やリーフ茶の活用推進を実施していきます。また、出前行政講座や子どもを対象としたイベント、手揉み文化の継承事業などの継続的な実施により振興事業を実施していきます。

▶ 主要な施策

① 安定的な茶業の振興

- 茶園管理作業の共同化、共同摘採など組織的に取り組む茶生産経営体・生産団体を育成します。
- 作業の省力化、生葉の品質向上を図るため、乗用型茶園管理機械、運搬作業車や茶園再編整備を支援します。
- T-GAP制度等の認証取得を推進し、安全安心の環境保全型茶業を推進します。

② 茶消費の拡大

- 茶の消費拡大、茶文化継承、産地PR事業を実施する菊川市茶業協会への参加を支援します。
- 各種イベント参加、ホームページなどによる菊川茶の情報発信をします。

③ 茶文化継承

- 婚姻届提出世帯への急須及び菊川茶の進呈やおいしいお茶の淹れ方教室開催による茶文化の普及をします。
- 手揉み技術の継承のための手揉み保存会への支援をします。

▶ 主要な事業

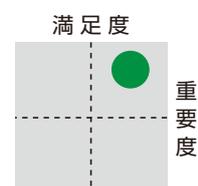
- ア. 茶生産経営体育成推進事業
- イ. 茶園共同管理等機械化推進事業
- ウ. 茶園再編整備事業
- エ. 安全安心の菊川茶生産推進事業
- オ. 茶業関係団体（菊川市茶業協会、茶生産者団体、手揉保存会等）の支援

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
茶園管理組織経営体数	1団体 (H22) → 3団体 (H28)	茶業振興室調べ

▶ アンケートによる市民満足度

市民満足度	「魅力ある菊川茶が生産されているまち」だと思う人の割合	73.1% (H22) → 上昇
-------	-----------------------------	------------------



※ T-GAP制度…安全・安心で信頼性の高い静岡茶の安定的な生産を目指すため、お茶における「良い農業のやり方=GAP (Good Agricultural Practice)」を具体的に示し、生産者の取り組みを評価し承認する、静岡茶独自のGAP制度のことです。

第7節 安全・便利・快適なまち《都市基盤》

7-1 調和のとれた土地利用推進

～ 市街地と自然環境の調和のとれたまち ～

現況と課題

土地は市民のための限られた資源であり、自然との共生、安心安全な市民生活、活力ある産業振興等を確保し計画的に利用していくことが必要です。しかし、近年では農業後継者の不足などにより耕作放棄地の増加や、良好な林地の保全や管理などが困難となっています。また、農業地域は点的に他用途への土地利用転換（※）が行われ、用途地域（※）の活用が進まないなど、適切な土地利用の誘導が図られていない状況にあります。

保全と活用の区域を明確にするとともに、開発行為の指導・許可を行っていく必要があります。

方針

市内の均衡ある発展と都市機能と自然環境が共生するまちを目指すため、都市計画法や農地法・森林法等の各種法制度の適切な運用を図ります。また、自然環境を保全する区域と市街化や地域活性化等に活用する区域などとの調和のとれた土地利用の誘導を図ることに努めます。

特に菊川駅北部や掛川浜岡線バイパス周辺部については、大規模な土地利用の転換が予測されることから十分な協議調整を行っていきます。

▶ 主要な施策

① 適正な土地利用の推進

- 各種法制度の適切な運用を図り、自然環境と都市機能の調和した土地利用の誘導を行います。

② 調和のとれた土地利用の実現方策の検討

- 市内の環境の保全と無秩序な土地利用・開発の防止を図ると共に、様々な規制や制度から、適切な手法を選択し、また、組み合わせることにより、より調和のとれた土地利用の推進を図るための検討を行います。

▶ **主要な事業**

- ア. 都市計画（※）の見直し
- イ. 農業振興地域整備計画（※）の策定
- ウ. 菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の見直し
- エ. 耕作放棄地対策事業（再掲）

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
市内全域の宅地化率	11.5% (H23) → 13.0% (H28)	菊川市国土利用計画 宅地の面積／市全体の面積
耕作放棄地の解消面積 (再掲)	14ha (H22) → 50ha (H28)	

▶ **アンケートによる市民満足度**

市民満足度	「市街地と自然環境の調和のとれたまち」だと思ふ人の割合	68.4% (H22) → 上昇	
-------	-----------------------------	------------------	--

※他用途への土地利用転換…文章では、農地から農地以外の土地利用へ変更されることをいいます。
 ※用途地域…都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地の大枠としての土地利用を定める12種類の地域をいいます。
 ※都市計画…土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業などに関する計画のことです。
 ※農業振興地域整備計画…農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のことです。

関連する個別計画

- ・ 第1次菊川市国土利用計画
- ・ 菊川市都市計画マスタープラン
- ・ 菊川市農業振興地域整備計画

7-2 まちの拠点整備の推進

～ 駅やインター周辺、下平川地区などの市街地に賑わいがあるまち ～

現況と課題

市内の均衡ある発展（※）と活性化を目指し、住環境や生活環境、防災機能の向上を含めたまちづくり、拠点性のある市街地形成や景観形成を市民の皆さんと図っています。

J R 菊川駅周辺地区については、交通結節機能（※）に恵まれた立地条件を活かし、駅を中心とした南北一体のまちづくりが望まれています。駅前広場や道路・公園等の基盤整備はほぼ完了し新しい街並みが出来上がりました。

東名菊川インターチェンジ周辺地区でも、道路・公園などの都市基盤が整い、住み良い住環境の提供と新市街地としての賑わいが創出されるとともに、幹線道路沿いの商業集積により利便性も高まり当初の予想以上の効果が現れており、今後も引き続き適切な土地利用の誘導を図っていく必要があります。

下平川地区では、中央公民館や図書館などが立地し、市南部の拠点としての機能が期待されています。掛川浜岡線バイパス整備に伴い予想される新たな土地利用の需要に対応するためのまちづくりについて検討が必要となってきています。

方針

J R 菊川駅周辺地区は、駅南土地地区画整理事業及び朝日線 J R アンダー事業とあわせて潮海寺地区の地区計画などによる整備を推進し、南北市街地の均衡ある発展を目指し整備を推進します。朝日線 J R アンダー開通後の周辺地域全体を含めた都市機能の高度化を図る施設誘導など推進していきます。

東名菊川インターチェンジ周辺地区は、今後もインターチェンジ周辺という利点を活かし、イメージ向上につながる施設誘導や景観形成を進めるとともに、利便性の高い住宅地として低・未利用地の利用促進を図ります。

下平川周辺地区は、土地地区画整理事業により整備された地区に都市機能の誘導を図るとともに、市南部の拠点としてのまちづくりについて検討します。

▶ 主要な施策

① J R 菊川駅周辺地区の整備

- 駅南土地地区画整理事業及び朝日線 J R アンダー事業・潮海寺地区地区計画（※）により、南北市街地の均衡ある発展を目指し、菊川市の玄関口にふさわしい顔づくりを推進します。
- 朝日線 J R アンダー開通後の周辺地域全体を含めた都市機能の高度化を図る施設誘導などを推進します。

② 東名菊川インターチェンジ周辺地区の整備

- インターチェンジ周辺という利点を活かし、イメージ向上や利便性向上のための施設誘導を図るとともに、良好な住宅地として低・未利用地の利用促進を図ります。

③ 下平川周辺地区のまちづくり

- 市南部の拠点地域として都市機能の誘導を図るとともに、掛川浜岡線バイパス開通後の土地利用についても検討します。

▶▶ 主要な事業

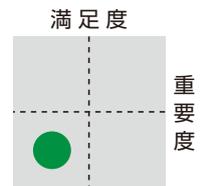
- ア. 土地区画整理事業の推進
- イ. 潮海寺地区地区計画の推進
- ウ. 下平川地区まちづくりの検討

▶▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
土地区画整理事業整備面積 (完了面積)	125.2ha (H22) → 169.5ha (H28)	実績

▶▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「駅やインター周辺、下平川地区などの市街地がにぎわっている」と思う人の割合	27.9% (H22) → 上昇
-------	---------------------------------------	------------------



※均衡ある発展…バランス良く発展することです。

※交通結節機能…鉄道、バス、自動車など、異なる交通手段（場合によっては同一の交通手段）を、相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする施設のことです。具体的には、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場や交通広場などが挙げられます。

※地区計画…建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のことです。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠などの制限、垣または柵の構造などを定めることができます。

7-3 道路ネットワークの整備促進

～ 市内外へスムーズに移動できる道路整備がされたまち ～

現況と課題

富士山静岡空港の開港にあわせ、国道473号バイパスが開通し牧之原インターから空港へのアクセスが整備されました。しかし、一方では国道1号線バイパスの無料化により市内から国道1号バイパスへ向かう道路の一部で渋滞がおこっていると同時に、御前崎港からの大型輸送車両が市内を通過する状況がみられ歩道のない道路における交通事故等が危惧されています。

そのため市では主要地方道掛川浜岡線バイパスを中心に、静岡県と協働により事業推進を図っています。特に赤土から高橋までの未整備区間が事業化へ向け計画策定が進んだことは大きな成果といえます。

また、市街地から掛川市街・国道1号線方面へ向かう道路や国道473号へ向かう県道や市道についても関係機関と調整をしており、事業への早期着手を目指しています。

今後、南部地域では、主要地方道掛川浜岡線バイパスや主要地方道相良大須賀線、都市計画道路（※）赤土嶺田線の改良、北部地域では主要地方道吉田大東線の整備を中心に、幹線道路の計画策定と整備を進めることにより、市内全域の円滑な交通体系を確立し富士山静岡空港・御前崎港への人や物資の流通を一層活性化させることが必要です。

同時に、通学路における歩道の整備促進等を図り、生活環境と自然環境の調和のとれた人にやさしい安心安全に暮らせる道路環境が必要です。

方針

菊川市の内外を結ぶ主要地方道掛川浜岡線バイパス、主要地方道吉田大東線といった主要地方道の整備、地域や集落を結ぶ幹線道路の整備を早期調整、早期着手により計画的に進めていきます。また生活道路の整備、高齢者や歩行者の安全確保のための歩道の整備を促進し、安心安全な市民生活を確保していきます。

道路整備においては、生活環境と自然環境の調和に配慮した取り組みをしていきます。

▶ 主要な施策

① 整備計画の策定・公表

- 市道における道路整備の計画を策定します。
- 既存の整備計画を積極的に公表し、市民の道路事業への理解を深めます。

② 地域を結ぶ幹線道路の整備促進

- 掛川浜岡線バイパス（都市計画道路西方高橋線）整備を促進します。
- 集落や自治会を結ぶ幹線道路の整備を促進します。
- 都市計画道路の整備を促進します。

③ 生活道路の整備促進

- 市民の生活する道路の整備を促進します。

④ 道路の適切な維持管理

- 長寿命化修繕計画を策定し、安全で快適な道路環境を維持します。

▶ **主要な事業**

- ア. 掛川浜岡線バイパス整備事業（奈良野下平川線・赤土高橋線）
- イ. 都市計画道路朝日線改良工事
- ウ. 都市計画道路赤土嶺田線改良工事
- エ. 道路改良整備事業
- オ. 橋梁長寿命化修繕計画

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
都市計画道路整備率	58% (H22)	→	68% (H28)	都市計画道路改良率 (規格改良延長/道路延長)
市道における規格改良率	31% (H22)	→	40% (H28)	道路台帳による 規格改良延長/道路延長

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「市内外にスムーズに移動できる道路整備がされたまち」 だと思ふ人の割合	60.7% (H22) → 上昇	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">満足度</div> <div style="text-align: center;">重要度</div> </div>
-------	--	---------------------	--

※都市計画道路…都市計画決定された道路のことです。

関連する個別計画 ・ 菊川市都市計画道路整備プログラム

7-4 上水道事業の推進

～ 上水道が安心して飲め、安定して供給されているまち ～

現況と課題

菊川市の上水道事業は、安全かつ良質な水道水の安定供給に努めており、丹野配水池の完成により2系統による安定した水道の供給が出来るようになりました。また、市内2ヶ所にある浄水場についても効率的な運営を図るために、公文名浄水場への統合整備を進めています。

水道経営は、能率的な運営の観点から平成20年度より水道料金の賦課（※）・徴収事務等を外部委託（アウトソーシング）しています。さらに、平成21年度には菊川上水と小笠上水に分かれていた水道事業認可の統合と水道料金体系の見直しを行いました。

今後も、定期的に水道料金体系等を検討する中で、市民の理解を得ながら、安定した経営を持続させていく必要があります。

方針

水道事業認可に基づき、水質管理体制の維持向上を図る他、多様化している水質汚染に対する水質検査の徹底に努めます。また施設に関しては、現状施設の老朽度（※）を確認して、更新計画（※）に基づき事業を実施していきます。

水道経営については、外部委託（アウトソーシング）の検証と充実を図るとともに、コスト低減を図る中でよりよいサービスの提供に努めていきます。

▶ 主要な施策

① 水資源の確保と水質管理

- 大井川広域水道企業団からの受水を行うと共に、自己水源（公文名・富田）の維持管理を徹底し水道水の安定供給を図ります。
- 水質管理計画書を基に、厳しい水質基準に適合した安全で良質な水道水を供給するため、浄水場での適切な原水及び浄水の水質管理及び検査を実施するとともに、変動の著しい水質項目について監視を強化します。
- 水源の大切さ、水質が良好であること等について情報公開し、市民の水道事業への理解を深めます。

② 管路の整備及び改良

- 計画的な管路整備と改良工事を行い耐震性の向上と経年化管路率（※）を引き下げます。また、耐震性に優れた管及び継手を使用し、耐震性を強化します。

③ 水道施設の管理

- 老朽化が進んでいる富田浄水場を廃止し水処理を公文名浄水場に統合すると共に、耐震診断が行われていない2配水池の耐震診断を実施します。また、水道施設については各種機器の保守点検を定期的に行い、安定供給に努めます。

④ 経営計画の策定

- 平成18年度作成の水道事業基本計画（※）を長期計画として位置づけ、第2期中期経営計画に基づき、経営健全化を図ると共に、第3期経営計画策定に向けて取り組みます

▶ **主要な事業**

- ア. 富田浄水場・公文名浄水場統合
- イ. 認可計画に基づく配水管の整備
- ウ. 老朽管の整備
- エ. 水質検査計画に基づく水質検査
- オ. 水道事業基本計画に基づく経営計画策定

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
上水道有収率（※）	89.87% (H22) → 92.40% (H28)	水道事業創設認可申請による 有収水量／給水量

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「上水道が安心して飲め、安定して供給されているまち」 だと思ふ人の割合	85.6% → 上昇 (H22)	
-------	--	---------------------	--

※賦課…割り当てられて負担することをいいます。この場合、水道の使用量に対して料金を認定することをいいます。

※老朽度…施設及び機器により耐用年数及び消耗状況が異なっているため、交換が必要となる状況をいいます。

※更新計画…老朽施設及び老朽管の耐震性を向上させるために更新していく計画です。

※経年化管路率…法定耐用年数を超過している水道管の割合をいいます。

※水道事業基本計画…国が策定した「水道ビジョン」、市の総合計画を上位計画とした水道のあるべき姿を設定し、水道事業独自の基本理念に基づき、運営に関する長期的な方向性と施策推進の基本的な考え方を示したものです。

※上水道有収率…年間配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合を示すもので、水道施設及び給水装置を通して給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す指標です。数値が100%に近いほど良いとされます。

関連する個別計画 ・ 水道事業基本計画

7-5 公園・緑地の整備促

～ 公園・緑地が整備され、市民が憩いの場として利用できるまち ～

現況と課題

総合公園や運動公園の都市基幹公園（※）は、市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の場であるとともに、都市の景観の向上や地震等の災害時における活動の場としてのオープンスペースの役割も担っています。しかし、現在の市内には公園設置後20年を経過し老朽化した施設を有する公園が数多くあり、老朽化した施設の改修や撤去等を計画的に実施する必要があります。また、市内外の利用者へのサービスの向上を目指し維持管理手法を改善する必要があります。

「地域の庭」として、周辺住民のやすらぎ、憩い、活動の場である街区公園は、24箇所が整備され、自治会や任意の団体との管理委託契約の締結をすすめてきました。

緑地としては、本市には身近な里山や市中央部を流れる一級河川菊川など、市内には豊かな緑地が保存されており今後も維持していく必要があります。

方針

既存公園の状況を把握するために実態調査を実施し、老朽化した施設の改修や撤去等の再整備を計画的に推進するとともに、緑化推進と緑地保全のための「緑の基本計画（※）」の策定を推進します。

また、公園の維持管理体制については、引き続き適切な維持管理を継続するとともに、地域に密着した街区公園の除草清掃管理等は「地域の庭」として自治会や任意の団体の協力による管理体制の構築を図ります。

▶ 主要な施策

①公園等の整備

- 駅南土地地区画整理事業及び宮の西土地地区画整理事業により、周辺住民のやすらぎ、憩い、活動の場である街区公園等の整備に努めます。
- 老朽化した既存公園の修繕等を計画的に進めます。

②公園等の維持管理

- 市民が安全で憩いの場として利用しやすい公園を維持するため、自治会や任意の団体等と行政の協働による公園管理を推進し、緑化の推進と緑地の保全に努めます。

▶▶ 主要な事業

- ア. 都市公園整備事業（宮の西公園、川原公園）
- イ. 既存公園の維持管理
- ウ. 緑の基本計画策定

▶▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
都市公園整備率	59.1% (H22)	→	61.4% (H28)	供用開始された公園の面積/ 都市計画決定された公園の面積
自治会等管理委託公園数	21公園 (H22)	→	27公園 (H28)	

▶▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「公園・緑地が整備され、市民の憩いの場として利用できるまち」だと思う人の割合	68.8% (H22) → 上昇	
-------	--	---------------------	--

※都市基幹公園…都市公園の分類の一つです。主に都市住民全般の利用に供する公園の総称であり、目的に応じて総合公園と運動公園に分類されます。
 ※緑の基本計画…都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定める、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

関連する個別計画 ・ 緑の基本計画

7-6 交通安全の推進

～ 交通安全対策が充実し、安全に道路を通行できるまち ～

現況と課題

市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を未然に防止するため、菊川市交通安全会及び交通指導隊による啓発活動、交通安全教室や関係機関が連携協力した安全安心まちづくり市民大会などを行いました。また、縁石部への反射材の設置や区画線や矢印の引き直し等の整備も実施しました。しかし、高齢者などが関連する悲惨な交通事故は後を絶ちません。

今後も、1件でも事故を減らすために家庭、学校、職場、自治会活動をはじめ、あらゆる機会を通じて交通安全教育や交通安全運動を継続して行い、市民一人ひとりの意識の高揚に努める必要があります。

方針

子どもから高齢者が安全で安心して暮らせる市民生活実現のため、交通安全意識の更なる高揚と、交通安全施設や道路照明灯等の整備などを行うとともに、交通安全活動団体を中心とした交通安全活動を一層推進していきます。また、道路標識や通学路へのグリーンベルト（※）表示等を実施していきます。

▶ 主要な施策

①交通安全活動の推進

- 交通指導隊や交通安全会などと協力し、交通安全活動を推進します。
- 交通安全意識の高揚を図るため、各世代に応じた交通安全教室等を開催します。

②交通安全施設等整備促進

- 交通安全施設等により歩行者・自転車が安全に歩き走行することができるよう対策を推進します。
- 安全協会や学校などと連携し、通学路の安全点検を行い交通事故防止に努めます。

▶ **主要な事業**

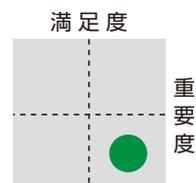
- ア. 四季の交通安全運動
- イ. 交通事故ゼロの日街頭立しよう指導、巡回・啓発広報
- ウ. 交通教室の開催
- エ. 道路反射鏡（カーブミラー）・道路区画線・グリーンベルト・自転車通行帯・道路照明灯・道路標識・道路注意喚起標示等設置工事
- オ. 弁護士等による交通事故相談

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
交通事故の年間発生件数	395件 (H21) → 325件 (H28)	警察調査

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「交通安全対策が充実し、安全に道路を通行できるまち」 だと思ふ人の割合	59.8% (H22) → 上昇
-------	--	------------------



※グリーンベルト…歩行者（特に通学者）の安全保護のため帯状にグリーンペイントされた歩道のことです。

関連する個別計画 ・ 交通安全計画

7-7 公共交通の整備促進

～ 利用しやすい交通手段が確保されたまち ～

現況と課題

高齢社会の進行に伴い、市内の移動に際して制約のある方が更に増加することが見込まれています。加えて環境意識の向上もあり、公共交通の果たすべき役割は大きくなっています。

菊川市では市外との移動の軸となるJR菊川駅を公共交通の拠点とし、駅南方面へ民間路線バスが運行しています。また、民間路線バスが運行していない交通空白地域を解消するため、平成19年度からコミュニティバス（※）の運行を始めました。運行においては、既存の公共交通機関、公共施設、医療機関、商店、観光施設等へのアクセス向上及び路線、運行日数・時間の検討を重ね、フリー乗降区間を設けるなど見直しを行い、平成21年度までの3年間で、100,000人余の方が利用しました。

しかし、JR菊川駅は利用者が減少傾向にあり、公共交通の拠点としての弱体化が懸念されます。また、路線バスの確保、公共交通としてのコミュニティバスの位置づけなどの課題もあり、公共交通全体を見据えた検討が必要となっています。

方針

市外との移動手段の軸となるJR菊川駅については、駅周辺の都市基盤整備とあわせ長期的な視点で有効に活用できる手法を検討していきます。

市内の公共交通としては交通空白地域及び不便地域の解消するため、引き続き民間路線バスの確保をするとともにコミュニティバスのあり方について交通事業者と連携し官民協働で検討していきます。

▶ 主要な施策

① JR菊川駅を利用した市外との移動手段の充実

- 駅周辺の住宅及び商業施設等の整備を実施し、駅と一体となった賑わいづくりに努めます。
- 通勤・通学手段として利用されるよう、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備等を検討します。

② 市内での交通空白地域及び不便地域の解消

- 市内バス路線の軸として、民間路線バスの確保をしていきます。
- 民間路線バスが運行していない地域について、コミュニティバスの運行を継続すると同時に、多様な交通手段の導入について交通事業者と協働で検討していきます。

▶▶ 主要な事業

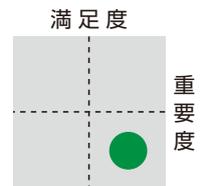
- ア. 「パーク・アンド・ライド（※）」の推進手法の検討
- イ. 民間路線バス・タクシーの確保
- ウ. 地域公共交通会議の開催（公共交通のあり方の検討等）

▶▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
コミュニティバス利用者 1人当たりの運行経費	864円 (H22) → 776円 (H28)	年度運行経費／利用者数

▶▶ アンケートによる市民満足度・重要度

市民満足度	「利用しやすい交通手段が確保されたまち」だと思える人の割合	46.9% (H22) → 上昇
-------	-------------------------------	------------------



※コミュニティバス…自治体（市区町村）が、交通空白地帯の解消や住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのことです。主な運営形態として、運行主体が自治体で業務を民間に委託している場合、運行主体がバス事業者で自治体が補助金を出している場合があります。

※パーク・アンド・ライド…自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステムのことです。都市部や観光地等において、交通渋滞の緩和のために採用されているケースが多いです。

7-8 防災対策の強化促進

～ 災害に備え防災対策が整っているまち ～

現況と課題

市では防災対策として、これまで自主防災組織の強化や全国瞬時警報システム（J・アラート）（※）の導入、防災マップの更新などに取り組んできました。

しかしながら、文部科学省の発表では、30年以内にマグニチュード8程度の想定東海地震が発生する可能性が87%と極めて切迫している中、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、地震を起因とした様々な問題も浮き彫りとなってきました。甚大かつ広域な被害をもたらした東日本大震災を踏まえ、東海地震の規模・被害想定、防災計画などの見直しが求められています。

また、福島第一原子力発電所の事故は、浜岡原子力発電所の周辺に位置する本市にとっても深刻な事故でありました。今後のエネルギー政策の方向性や浜岡原子力発電所の安全確保は市民生活に大きな影響を持つ課題であり、徹底した安全確保を国、事業者等に求めていくとともに、原子防災計画や安全対策などの情報を市民に提供していくことが求められています。

台風やゲリラ豪雨等による風水害に対しては、浸水被害を防止するため、計画的な河川整備や雨水流出抑制対策を推進するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなどによる避難情報の適切な伝達と併せ市民の水防意識の高揚と地域の水防体制の強化も必要です。

また、各種災害に備えるため、自主防災会と連携した防災体制の確立を図るとともに、地域での防災活動に必要な防災資機材の整備も引き続き支援していく必要があります。

方針

東北地方太平洋沖地震を教訓とした津波、原子力災害などの大規模災害や、水害・土砂災害など様々な災害から市民の生命と財産を守るため防災計画の見直し、新消防庁舎建設と合わせ防災拠点となる施設を整備し、災害に強い基盤整備を図るとともに、危機管理体制の整備や防災資機材の充実を進めます。

また、「自らの命は自らで守る『自助』、自らの地域は皆で守る『共助』、市民の生命や財産を守る『公助』」という防災活動の基本原則を市民に周知し、防災意識の高揚（自助）と自治会・自主防災会・民生委員、及び防災指導員が行う地区防災訓練等（共助）と市（公助）が連携をとりながら継続的に推進します。

原子力災害に対しては、市民の意向を踏まえるなか、国、事業者等に対して浜岡原子力発電所のさらなる安全確保を求めていくとともに、市民に対して、原子力発電所の安全対策や原子力防災計画、エネルギー政策の方向性などの情報提供に取り組んでまいります。

▶ 主要な施策

① 地域防災対策の強化と地域防災計画の見直し

- 新消防庁舎建設と合わせ防災拠点を計画的に整備し、充実を図ります。
- 災害時防災拠点となる公共建築物の耐震化を図ります。
- 全国瞬時警報システム（J・アラート）など情報伝達機器を有効活用し、緊急時に情報を迅速に提供します。
- 広域避難や都市間の相互支援を目指した災害協定締結に努めます。
- 原子力安全、国民保護に対する迅速かつ正確な情報提供と防災力の強化に努めます。
- 事業者等に対して原子力発電所の安全確保を求めます。
- 原子力災害に対する避難計画など原子力防災計画の見直しを行います。
- 浸水被害を防止するため、計画的な河川整備や雨水流出抑制を推進します。

② 市民の防災意識の高揚

- 想定される東海地震等大規模災害に備え、防災訓練等を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。

③自主防災組織の育成・強化

- 防災指導員等と連携し、防災講演会、説明会等を開催し、自主防災組織の育成をするとともに防災資機材整備を推進し、自主防災組織の強化を図ります。

④災害に強いまちの整備

- 既存建築物等の耐震診断、耐震対策を関係機関と連携し、促進します。
- 自然災害による被害を防ぐため、関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するとともに土砂災害警戒区域ハザードマップを計画的に作成・配布し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなどによる避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図ります。
- 大規模災害時に備え、計画的に飲料水兼用耐震性貯水槽等防災施設の整備を推進します。

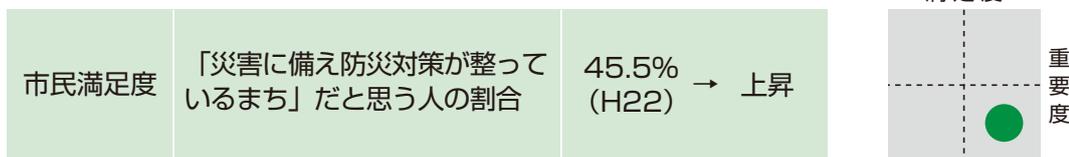
▶ 主要な事業

- ア. 防災拠点整備・公共施設耐震化・防災資機材整備事業
- イ. 防災訓練
- ウ. 自主防災育成事業
- エ. 要援護者への支援体制の整備
- オ. プロジェクトTOUKAI(東海・倒壊)ー0(※)
- カ. 急傾斜地崩壊対策事業
- キ. 地域防災計画の見直し
- ク. 環境放射能測定監視・原子力広報事業
- ケ. 雨水流出抑制対策事業

▶ みんなで目指す目標値

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
公共施設の耐震化率	82.4% (H22)	→	87.9% (H28)	菊川市公共建築物の耐震性能リスト、耐震化計画 (耐震化済公共建築物数/公共建築物数)
木造住宅耐震補強工事の実施数	83件 (H22)	→	139件 (H28)	市内木造住宅耐震補強工事の実施数

▶ アンケートによる市民満足度・重要度



※全国瞬時警報システム（J・アラート）…国から配信される国民保護情報や気象関係情報といった対応に時間的な余裕がない情報を受信し、同報無線を自動起動し、瞬時に市民に情報提供するシステムのことで。

※プロジェクトTOUKAIー0…静岡県が全国に先駆けて平成13年度に立上げた事業のことで。阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上が建物の倒壊等による圧死・窒息死であったことを教訓に、震災による死者を減らすための最善策を「住宅や家具の倒壊による圧死・窒息死を防ぐこと」と認識し、切迫性が指摘されている東海地震における住宅の倒壊から一人でも多くの県民の生命を守るため、昭和56年5月以前の木造住宅の耐震化を推進し、耐震診断から耐震補強まで一貫した補助制度のほか、耐震技術の開発・紹介、民間建築団体の組織化、様々な広報啓発など、総合的な取り組みを行う事業です。

関連する個別計画

- ・ 菊川市地域防災計画
- ・ 菊川市水防計画
- ・ 菊川市国民保護計画

7-9 消防体制の強化促進

～ 安全・安心なまちづくりのための、火災・救急体制が整備されたまち ～

現況と課題

国では小規模な消防本部を対象として、消防力の強化などを目的とした消防広域化を推進しており、本市においても、近隣消防本部との広域に向けた協議が進められています。また、中東遠地域における消防指令業務の共同運用に加え、消防救急無線のデジタル化についても、県や中東遠地域などと共同整備に向けた協議が必要となっています。

消防施設については、消防署庁舎及び消防団蔵置場の老朽化、耐震性が課題としてあり、建て替えや補強等の整備が必要です。

さらに、各種災害に対する市民の防災意識の高揚を図るとともに、非常備消防においては、消防団組織の充実のため、年々減少傾向にある消防団員を確保することも課題です。

救急業務は、多様化する救急需要に対応するため、救急医療機関との連携を図るとともに、市民への応急手当法を普及し救命率の向上を図ることが必要です。

方針

各種災害に備えるため、消防救急の広域化の運営について、平成24年度末までの協議を行い、平成25年度から東遠地域（菊川市、掛川市、御前崎市）の広域化に伴う消防体制の確立、円滑な運営を目指します。

消防指令業務の共同運用に伴い、消防救急無線のデジタル無線の整備についても、平成28年デジタル化に向け中東遠地域などと協議し共同整備を図ります。

消防体制の核となる消防庁舎については、平成24年度工事着工、25年度完成の計画に基づき、消防体制の確立を目指します。

また、火災による災害を未然に防ぐため、市民の防火意識の向上を図るよう指導するとともに、救命率向上のため応急手当の普及啓蒙活動を推進します。

消防団については、年々減少傾向にある消防団員を確保するため、消防団組織・制度の多様化方策の導入として、昼夜を問わずすべての災害・訓練に出動する消防団員を基本とした現在の制度を維持した上で、入団に係る広報・説明会の開催など、自治会との連携を強化するとともに、自主防災組織との連携、OB団員の活用や機能別消防団員制度の導入に向けての方向性も検討し、入団促進策についての取組を図ってまいります。

さらには、蔵置場の整備等に伴い、組織自体の編成についても検討するなかで、消防団と地域の連携強化を推進します。

▶ 主要な施策

① 消防体制の充実、強化

- 消防救急の広域を進めるなか、火災・救急を始めとした災害に対しての出動体制を強化し、災害に強いまちづくりに取り組みます。

② 市民の防火意識の高揚

- 火災や災害に対しての対応について積極的な指導を行うことにより、火災の低減及び災害に強い市民の育成に取り組みます。

③ 市民の応急手当法の啓蒙

- 救急活動においては、現場に居合わせた人の速やかな応急手当が救命率の向上に重要なことであるため、事業所や学校などにおける救命講習会の開催や、全ての市民を対象とした出前講座による講習会などを積極的に推進していきます。

▶ **主要な事業**

- ア. 中東遠消防救急通信指令センターの共同運用
- イ. (仮称) 東遠地区消防本部を設立、広域による消防活動の運用
- ウ. 消防救急及び消防団無線のデジタル化の構築
- エ. 菊川市消防本部・消防署の移転
- オ. 防火教室の開催
- カ. 普通救命講習等の開催、応急手当の知識と技術の普及
- キ. 消防団組織及び施設等の充実、女性消防団活動の推進

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
火災出火率	3.6件 (H22) → 3.0件 (H28)	火災統計 (人口1万人当たりの火災出火件数)
普通救命講習受講者数	4,100人 (H22) → 6,500人 (H28)	受講者数

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「安全・安心なまちづくりのための火災・救急体制の整備されたまち」だと思ふ人の割合	58.8% (H22) → 上昇	
-------	--	------------------	--

関連する個別計画 ・ 菊川市消防計画

7-10 防犯対策の強化促進

～ 防犯対策が充実し安心であるまち ～

現況と課題

人々の生活環境の変化によって市民の連帯感などが薄れ、地域社会が育んできた相互扶助の意識が低下しつつあり、身近な生活の場での犯罪・消費者被害が後を絶たない状況です。

このため、防犯灯の設置をはじめ、青色回転灯装着車両による防犯パトロールや防犯まちづくり条例を制定し、防犯対策に努めてきました。

また、消費者を取り巻く環境も大きく変化し、商品・サービスの多様化と同時に購入方法も多様化しています。それに伴い、消費生活相談内容の複雑化・高度化も進み、相談への対応に高度な知識、経験が必要とされるようになりました。高齢者・障がい者を狙った悪質なトラブルが増加傾向にあり、高額な被害につながることも多くなりました。

このため、消費生活センターを開設し、相談窓口の利用促進や啓発、高齢者・障がい者の消費被害防止を図る「見守りネット（※）」の協力団体への研修会開催及び連携強化を推進してきました。

市民の犯罪・消費者被害に対する意識の高揚が図られつつありますが、今後は市民、警察、企業、学校、行政が互いに手をとり、地域ぐるみで防犯活動を進める必要があります。

方針

地域防犯活動の推進を図るとともに、防犯灯の設置や青色回転灯装着車両による防犯パトロールを継続して行っていきます。

また、高齢者や障がい者などを狙った悪質商法が後を絶たないため、民生委員、介護・福祉事業所と行政が連携して、多くの市民に協力を依頼し、地域ぐるみで弱者を見守る「見守りネット」の充実や平成22年4月に開設した消費生活センターの利用を促進します。

▶ 主要な施策

①防犯体制の強化

- 犯罪のない明るい地域社会を形成するため、市民、自治会、警察、企業、学校など関係団体と連携して防犯体制を強化していきます。

②防犯活動の充実

- 青色回転灯装着車両による防犯パトロールや、地域防犯活動の推進を図る防犯グッズなどの支援活動をしていきます。

③消費者利益の擁護・増進

- 消費者被害防止の啓発活動と同時に消費生活センターのPRを実施していきます。また、高齢消費者・障がい消費者「見守りネット」のさらなる連携強化を図ります。

▶ **主要な事業**

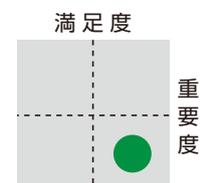
- ア. 青色回転灯装着車両による防犯パトロール事業
- イ. 防犯灯設置事業
- ウ. 悪質商法に関する啓発事業
- エ. 消費生活センターの機能強化
- オ. 高齢消費者・障がい消費者「見守りネット」の連携強化

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値	→	目標値	数値の算出方法
刑法犯罪認知件数	348件 (H21)	→	303件 (H28)	警察調査
消費生活相談に占める自主交渉件数(※)	142件 (H22)	→	210件 (H28)	相談処理後の実数

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「防犯対策が充実し安心であるまち」だと思う人の割合	58.1% (H22)	→ 上昇
-------	---------------------------	----------------	------



※見守りネット…民生・児童委員や介護・福祉事業者のヘルパーなどが、高齢者や障がい者との普段の関わりの中で消費者被害の未然防止や市役所への消費生活相談の勧めをしています。

※消費生活に占める自主交渉件数…消費生活センターに相談し、自主的に問題解決に取り組めた件数。消費生活センターの設置により、相談件数は増える傾向があるが、自主交渉件数を増やしていきたい。

7-11 若者定住基盤の推進

～ 若者・子育て世代に「住みたくなるまち」として選ばれるまち ～

現況と課題

定住人口を増加させるために、道路交通の利便性の向上や公共下水道など良好な住宅環境の整備に取り組むと共に、企業誘致による職場の提供や医療の充実、保育園や学校教育環境の整備など子育てしやすいまちづくりにも取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少時代を迎え、本市においても生産年齢人口や次世代を担う子どもたちの人口維持は、楽観できる状況にはありません。

また、地域経済の活性化や地域コミュニティ活動を支える面からも人口の維持はさらに重要性を増しています。

さらに、近年では「住む場所を選ぶ」といった新しい価値観も生まれてきており、若者、子育て世代のニーズを考慮したまちづくりが必要になっています。

方針

若者、子育て世代に「住みたくなるまち」として選ばれるまちを目指し、道路交通の利便性の向上や公共下水道、公園・緑地など住宅環境の整備や、企業誘致による雇用の場の確保を進めると共に、医療の充実や、保育園、学校教育環境の整備など子育てしやすいまちづくりに取り組んでいきます。

▶ 主要な施策

① 子育て環境の充実

- 「菊川市次世代育成支援行動計画・親と子の笑顔あふれる菊川子育てプラン」に基づき、子育て環境の充実につながる事業を推進するとともに、子育て世代への支援に努めます。

② 学校教育の充実

- 確かな学力、豊かな感性、健やかな心身を持つ児童生徒の育成に努めると共に、教育環境・施設等の整備を進めます。

③ 雇用の確保

- 既存産業の活性化や企業誘致、新産業の創出等により、市民の働く場所の確保を図ります。

④ 住環境の整備

- 道路交通の利便性の向上や公共下水道、公園・緑地などの住環境の整備を進めるとともに、若者の住宅取得推進策を検討します。

⑤ 部局を横断した庁内推進体制の整備

- 若手職員を中心に部局を横断した組織を立ち上げ、定住施策を検討・推進していきます。

▶ **主要な事業**

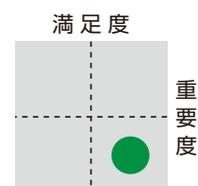
- ア. 放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポートセンターの利用拡大（再掲）
- イ. 幼稚園、小中学校施設整備事業（再掲）
- ウ. 地域経済活性化懇話会における新産業創出の検討（再掲）
- エ. 都市公園整備事業（再掲）
- オ. 定住推進プロジェクトの推進

▶ **みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 → 目標値	数値の算出方法
社会的人口動態	転出者数 < 転入者数	

▶ **アンケートによる市民満足度・重要度**

市民満足度	「若者・子育て世代に「住みたくなるまち」として選ばれるまち」だと思う人の割合	47.9% → 上昇 (H22)
-------	--	---------------------



第1次菊川市総合計画

後期基本計画

～2016【平成28年度まで】

平成24年3月発行

発行：菊川市

編集：総務企画部 企画政策課

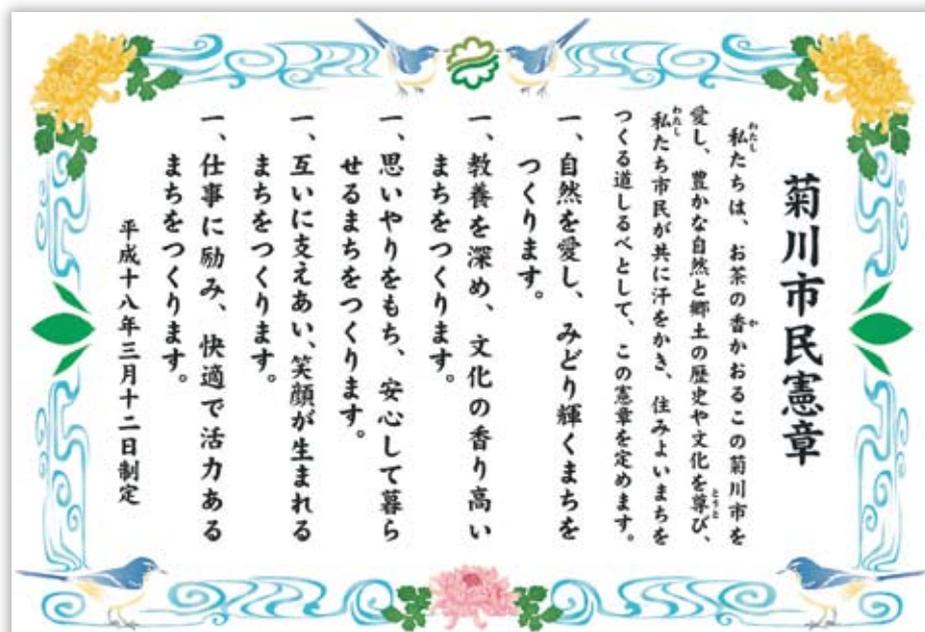
〒439-8650

静岡県菊川市堀之内61番地

電話番号：0537-35-2111

【ホームページ】

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>



市の花
「菊」



市の木
「茶」



市の鳥
「キセキレイ」



菊川市の市章

菊の花と菊川の流れをモチーフに、2町が合併し一つの市となる様子をデザイン。

菊川茶に代表される自然を生かした産業豊かな市の特徴を、2色の緑で表現している。現在から未来へと受け継がれる、人と緑が共にいきいきと発展する姿を表現している。

菊川市

総務企画部 企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地 電話番号:0537-35-2111

【ホームページ】

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>